

the most beautiful
villages
in japan

広報

海・山・川・大平原がおりなす 感動の大地・標津町 しべつ

しべつ 4

2011 (平成23年) Vol.530



お世話になった皆さんに感謝「本当にありがとう!!」

標津高等学校の第57回卒業証書授与式が3月1日同校体育館で行われ、44人(男子21人・女子23人)の卒業生が宮崎真彰校長から卒業証書を受け取りました。

式では、在校生代表の神内彩花さんの送辞を受け、卒業生代表の外崎うらんさんが「標津高校は大切なものをたくさん見つけられる大変素晴らしい学校です。標津高校の生徒として誇りを持ち、たくさんのことを学んでいってください。私は標津高校で過ごしたことを誇りに思う」とこれまでの学校生活を振り返り答辞を述べました。

式終了後は、卒業生代表から父兄と担任の先生へ、今までお世話になったことへの感謝の気持ちが伝えられ、卒業生全員で合唱を歌い「ありがとう」の気持ちを精一杯表現していました。

卒業生の感謝の気持ちがあふれる感動の卒業式を終えて、卒業生は思い出が詰まった学び舎をあとにし、それぞれの道へ旅立ちました。



平成23年度 町政執行方針

～「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」の実践元年～

3月10日、第1回標津町議会定例会が開かれ、その中で、金澤町長が平成23年度のまちづくりの基本となる「町政執行方針」を述べました。

町政に臨む基本姿勢と予算編成方針などの内容を、7ページにわたって紹介します。

はじめに

平成23年第1回標津町議会定例会が開催されるにあたり、平成23年度の町政執行に対する私の所信を申し述べ、町民の皆様、そして町議会議員の皆様、町政へのご支援、お力添えを心からお願ひ申し上げます。

平成17年に町長に就任して以来、私は、常に「町民目線に立った」町政推進を信条として、これまで、町民の皆様とともに考え、行動する町



町政執行方針を述べる金澤町長

政の展開に努めてまいりました。

このような中で、今回、この「町民目線の体現」として、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」という、「町政の羅針盤」を得る事ができました。

策定にあたっては、アンケートやシンポジウム、拡大町民会議などを通じて、本場に多くの町民の皆様、貴重なご意見・ご提言・希望・夢などをお寄せいただき、そしてこれらを、真剣にそして熱

心にご議論いただきながら、計画としてまとめあげていただきます。

あらためまして、この場を借りて、深く感謝申し上げます。次第であります。

私は、本年度、町政2期目の折り返しに当たって、この貴重で尊い町民の皆様、英知と思いが結集された「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」を、しっかりと具現化することを最大の目標として掲げ、目指すべき姿として表現されたシンボルテーマである「海・山・川・大平原」がありなす感動の大地「標津町」の実現に向けて、この「町政の羅針盤」を活かしながら、誠心誠意取り組み、取り組んでまいります。

標津町は、今、サケ漁の不振や乳価の低迷などによって、基幹産業の体力低下が進み、この影響によって、町内経済の疲弊が続いております。

さらには、昨年10月の「国勢調査」結果において、町内人口は5年前の平成17年調査と比べて、417人が減少して、5,646人となるなど、

町の根幹を成す「人と経済」の、2大要因の規模縮小に歯止めがかからない、困難な実態にあります。

このような困難は、一朝一夕に克服できるものではありませんが、厳しい現状を乗り越え、自ら切り拓いていこうとする様々な新しい動きや、この1年有余の地域活力推進拡大町民会議などで発揮された、「町民力」と「地域力」、そして「行政力」の「協働パワー」とエネルギーを、本年を元年とする「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」の実践力にも発現させながら、厳しい実態への対処のみならず、大きく飛躍する「新生標津町」の実現に向かって、全力を尽くしてまいります。

町政に臨む基本姿勢 と予算編成方針

基本姿勢

私は、この1年を「新生標津町」が将来に向かって成長してゆくための、重要な分水嶺の年であると位置づけ、直

面する困難を乗り越え、真に自立して持続する自治体としていくために、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」に盛り込まれた多くの計画の実現に向けた道筋をつけるために、5つの視点に立って、町民の皆様とともに「協働が咲かせる 小さくてもキラリと光る定住地域づくり」に、手を携えて取り組んでまいります。

その一つは、「人口対策」への取り組みであります。

超がつくほどの少子高齢化の影響もあって、地方のほとんどの自治体で人口は減少を続けております。

このような中で、「人口増加」を叫ぶのは、非常に厳しい挑戦ではありますが、少なくとも歯止めをかける対策をとらなければ、減少に拍車がかかることは明白であります。

このため、生産力の復活をはじめとして、地域資源を広い角度から高度活用する工夫や支援を行い、さらには町外企業などへの情報発信も強めて、「鮭節工房」のような地域と密着したビジネスへの起業

支援や、企業などに当地域をフィールドとして発揮していただく、企業貢献事業を誘致するなど、小さくても雇用の場の創出につながる種を蒔き、若者の子育て支援の充実や、これまで一定の成果をあげてきている、移住対策にも引き続き取り組むなど、あらゆる政策の積み重ねの中で、最善を尽くしてまいります。

その二つ目は、「生産力」を強めることでもあります。

先進国で最悪レベルの財政赤字と少子高齢化、デフレの継続や、加えて課題が山積している中でありながら、劣化しているとも揶揄されている政治情勢など、日本の先行きに「希望」や「成長」を見出せないでいる状況となっております。

それにも関わらず、「平成の開国」と称して検討されている、環太平洋経済連携協定・TPPへの参加は、グローバル競争の中で勝ち残るための国家戦略やしつかりとした「所得補償」などの手当が打ち出されない中での、「拙速」な検討であると言わ

ざるを得ません。

このため、国内有数の食料供給基地である「生産の町」として、断固反対をしております。

しかし、一方では、グローバルな競争の激化は時代の潮流でもあります。

このことから、課題を検証しながら、持続して発展する基幹産業であるための生産性向上と、原料・製品の高品質・高付加価値化対策を軸とした、国内外の競争に立ち向かう元氣あふれる力強い産業・経済基盤を築き上げなければなりません。

このための、「生産力」を高める対策が急務であります。

三つ目は、「つながりのある」定住社会を創り上げることであります。

人口が減少したからといって、これまで地域社会の中で育まれてきた「ぬくもり」や「絆」が、希薄になることは避けなければなりません。

逆に小さな町だからこそ、「きめの細かさ」が発揮された、隣近所・地域の連携、お

年寄りの見守り、子育ての支援、子供の安全確保、葬祭活動などの、町民の連帯感が大切にされた「つながりのある」社会活動が必要であります。

そのためには、「自助」、「共助」、「公助」の基本理念のもとで、一人ひとりが当事者意識を持ちながら、町民個々や地域、企業・団体、組織の中で、知恵を出し合い、「つながり」を大切にした行動を起こしてゆく事が求められております。

それぞれが、これらの行動に主体的に取り組めるよう、行政が時には旗を振りながら、町民や町内会、事業者・組織の連携と支援が強められた「定住地域」を築いていくために、惜しみない努力をいたします。

四つ目は、推進力となる人材の育成と確保であります。

産業・経済・福祉などのまちづくり全般を包括した意味での「地域振興」の推進には、地域づくりの核となる人材が重要な鍵を握っています。

しかし、人材の掘り起こし、育成、世代間でのネット

ワークの構築、推進ノウハウの蓄積など、課題は山積している状況であります。

私は、今、「新生標準津町」の船出にあたって、その大きな「推進力」となるのは、何と云っても「人」という財産、いわゆる「人財」であると考えております。

このための取り組みとして、女性の積極的登用や若者が活躍できる機会を創出するほか、「知識」、「技術」、「経験」を生かすコーディネーター養成やビジネス講習など、町民が享受できる各種研修機会の充実により、地域の「新たな価値」を見出して行動できる、意欲ある人材の育成と確保に努めてまいります。

五つ目は、健全財政の堅持であります。

今や借金大国となった日本は、政局の混迷と相まって、抜本的な財政再建の道筋が見えないままに、平成23年度を迎えようとしております。

当町は、5割を超える地方交付税を主要財源としているだけに、国の財政対策如何によつては、今後の財源確保が

極めて厳しくなることも想定しておかなければなりません。

このため、平成23年度の収支のみならず、近い将来への財政需要も予測した中で、安定持続した「財政健全性の堅持」が私に課せられた重要な使命と認識して、「ふるさと新生プラン・ステップII」を中心とした持続的な地域振興策を進めていく中で、身の丈にあった行政水準を維持していくためにも、「政策目的基金」を活用した財政対策を進めてまいります。

予算編成方針

平成23年度標準津町予算の概要について申し上げます。

はじめに、歳入であります。

自主財源の基本である町税が、基幹産業の酪農業においては乳価の引き下げと猛暑の影響による生産量の減少により、もつ一方の漁業については3年連続の秋サケ不漁などによって前年度から1.8%減となる3年連続の減少を余儀な

くされましたが、昨年の農業設備投資の増加によって、固定資産税が3.4%増加したことから、前年から1.2%増加した5億8、118万8千円となりました。

主体である「地方交付税」については、前年当初比で0.3%減となる28億3、872万円と、平成22年度のほぼ同額となる水準を計上させていただきますました。

「地方財政計画」では、前年比2.8%増を予定されておりますが、当町においては、マイナス要因として、国勢調査結果による人口減少分の減額や、噴火災害など地域支援に向ける特殊財政出動の増加も考慮して、当初見込みについては、慎重な計上としたところであります。

また、職員人件費での一般事務職員の定年退職者の一部不補充や期末手当役職加算の凍結の継続など、行財政改革の実践によって、5千56万円の「財源創出」を図っております。

続いて、歳出であります。

「ふるさと新生プラン・ス

テップII」の実践元年として、計画期間5カ年の確実なる実践を固めるために、政策目的基金として平成22年度の留保財源から3億円を捻出して、「標準津町ふるさと新生プラン・ステップII推進基金」を設けさせていただき、年間概ね6千万程度の一般財源分を実施事業に充当することで、計画の「確実な実践と財政の健全性」とのバランスを確保いたします。

公共事業をはじめ、町民生活の安心と安全確保に対する各種の事業については、平年を下回ることなく、配慮させていただきますました。

また、今後の体育館や役場庁舎の耐震化改修の財源対応として、リフレッシュ基金（公共施設協働運営基金）に1億円を積み増しして5億4千万とするほか、平成24年度に予定している「防災無線のデジタル化事業」に係る財源確保として、過疎債を活用した準備基金への積み増しを行うなど、財政算段にも創意工夫を凝らして、円滑な執行準備を図ってまいります。

このように、スリムで身の丈にあった中にも、「ふるさと新生プラン・ステップII」の重点事業を積極的に計上するなど、地域活力創出への重点投資と、将来を見据えた財政規律の両立による「町政経営」を行ってまいります。

予算規模

一般会計、特別会計全体の予算規模は、大型補助事業の縮小と終了、さらに地域活性化交付金活用による事業の前倒しによって、昨年を3%下回る予算額となりました。

会計別では

（対前年比較は、肉付け補正後）

一般会計

54億8、800万円

対前年比3%の減

特別会計

20億1、720万円

対前年比0.9%の減

（病院会計を除く8会計）

病院会計

7億2、057万円

対前年比1.2%の減

となっております。

※詳細は本紙9頁以降をご覧ください

重点政策の展開

次に、平成23年度において、私が取り組む重点政策の展開方向について申し上げます。

活力ある産業のまちづくり

第一の展開は、産業・経済基盤の建て直しと、復活への取り組みであります。

現在の厳しい経済情勢を克服していくためには、基幹産業をはじめ、商工業、観光業なども含めた「産業・経済基盤」の体質を強化して、これまで地域の発展を牽引してきた、生産力の「復活」がより求められております。

農業

はじめに農業についてであります。

穀物を中心に世界の食料需給に大きな構造変化が起こっている時代背景にあって、恵まれた土地資源を基盤に、資源循環の理念に基づいた経営を確立する事が、地域酪農の

安定維持と農業の国際化に対応する基本姿勢としても重要であります。

このため、計画的な草地整備事業による草生環境の一層の充実や、家畜排せつ物のより優れた資源化など、高度利用の積極的な取り組みを図るとともに、きめ細かな飼養管理による良質な生乳生産の推進など、「標津町担い手育成総合支援協議会」の活動を軸に、生産目標の10万トン体制による「質と量」の確立を支援してまいります。

さらに、乳牛飼育や農作業にゆとりを持って、日々の経営と向き合っていたべくため、農作業の受委託や共同作業体系の整備など、経営の合理化・効率化をさらに推進するとともに、酪農ヘルパー制度の利用を促進して、労働軽減による生活環境の整備に努めてまいります。

また、家畜排せつ物の適正な管理と、環境に配慮した家畜糞尿施設の設置支援策として、「ふん尿利活用施設資金」の農業者融資に対する利子の助成を行います。



崎無異牧場の放牧

《林業》

続いて、林業についてであります。

森林の持つ公益性は、地球温暖化防止対策として、ますますその重要性を増しております、漁業や酪農業を支える基盤としても多くの機能を有しております。

森は、人々の生活や生産活動に欠くことのできない機能を有しており、これらの機能を守り、その恩恵を次の世代

に確実につないでいくため、長期的な視点に立った森づくりに取り組んでまいります。



標津町植樹祭

《水産業》

次に水産業であります。

漁業の最大課題は、何としても、サケ漁の不振を脱却して、生産量が復活されることでもあります。

このための一助として、ホタテ焼成員殻による河川の水質浄化や、浅瀬海域への藻場造成を積極的に行い、水資源の減少や渚帯、沿岸域における藻場の回復対策に取り組む、サケ稚魚の生息環境の整備に努めます。

ホタテ漁業は、狭隘な漁場を効率的に活用しながら、5千トン体制を確立してきましたが、さらなる地場採苗体制の強化や漁場整備などによって進められる、増産対策を支援してまいります。

今後の生産基盤の整備と漁業生産の安定化対策として、「漁業近代化資金」の漁業者融資に対する、利子助成を行ってまいります。

水産業の核となっている「地域ハサップ」は、原点に戻って、実践理念である、「安全・安心・本物」の対策をしっかりと行動する中で、浜の一体活動と消費者対策の実践に取り組みとともに、さらなる価値対策として進めてきた、「活メ事業」は、技術力の確立により、「経済価値の確立」に向けた、安定供給と流通の取り組みに努めてまいります。

漁業と不利一体である水産加工業は、前浜原料の安定確保が大きな課題ですが、「地域ハサップ」による「付加価値資源」を活用した「ものづくり力」の高まりと、ブラン

ド力を生かした「販売力」の強化などにより、地域最大の雇用職場である「食品加工産業」の振興に取り組んでまいります。



秋サケの荷揚げの様子

《商工業》

商工業についてであります。

地域内の生産原料や消費者人口が減少している中で、町内の二次産業、三次産業も基幹産業と連動して、厳しい経済局面を迎えております。

このような中、全国的にも先駆的な挑戦として注目されている、商工会による移動販売車事業は、無店舗地区や高

齢者など買物弱者へ浸透し、消費者との新しい結びつきや信頼が深まってきています。

この「新しい付加価値」を創りだしている事業はもとより、主体的に行う、細やかな消費者サービスや商店街環境整備など、「新しい価値」を見出す具体的な実践を支援してまいります。



商工会移動販売車 どこでもカウモン号

《観光》

次に観光であります。

基幹産業と連携した工口・ツーリズム事業は10年を迎え、地域への広がりや持続可能な体験プログラムの構築に

よる、交流人口の多様な受入に発展してきました。

さらに、地域産物を多面的に活用する食体験観光、ポールのカヌー事業、海の公園活用、地場食材創作弁当など、新たな観光需要に対応した多様な仕掛けづくりや、サーモン科学館のあり方検討、「しれとこ観光圏」での広域連携など、今後の標準観光が複合的で幅のある取り組みとなるよう、探求しながら一層の振興を図ってまいります。



カヌーでのポー川クルーズ

《地産地消》

地産地消の取り組みについてであります。

待望していた学校給食での、「標準牛乳」の供給が実現します。

これまで、ふるさと給食や地場食材活用など、地産地消の取り組みは水産物が主体でありましたが、昨年の標準マルシェを契機として、本年度からは牛乳をはじめ地場野菜や肉、山菜など、山の幸についても、しっかりと地元で消費する仕組みをつくり、海・山一体となって、外商に向けた経済対策へと進めるよう取り組んでまいります。

環境と暮らし対策・おもいやりのあるまちづくり

二つ目の展開は、「環境と暮らし対策・おもいやりのあるまちづくり」の取り組みであります。

若者が住み続けたいと願い、お年寄りが住んで良かったと言える、そんな定住地域が、「標準町」であって欲しいと願って止みません。

そんな思いが叶うために、町民の心と心が結ばれた「おもいやりのあるまちづくり」

に取り組みます。

《子育て支援》

子育て支援であります。

「子育ては楽しい」と実感できることが大切です。

現在、週3回双葉保育園で実施している「にこにこ教室」をはじめとする子育て支援事業を、本年9月からは文化ホールへ会場を移し、「親子交流館」を開設いたします。

和室、ロビー、玄関、トイレを改修し、木のプールなどの玩具が配置された、広いスペースで、子供が喜び、子育てに奮闘している母親同士が楽しく交流でき、悩み事も相談できる、そんな親子交流の場を拡充強化いたします。

さらに、子育て中の母親などの保護者が、緊急の用務や兄弟の病気通院などで、一時的にお子様の緊急保育が必要な場合にお預かりできる、「一時保育事業」や、新たに不妊治療費の助成、2歳未満の乳幼児を子育て中の世帯に対する「紙おむつ用ゴミ袋」の支給など、子育て支援を強化

いたします。



にこにこ教室の様子

《ボランティア活動》

ボランティア活動の推進であります。

いきいきサロン、除雪支援、町内会活動、ふるさと体験塾など、多くの地域で、さまざまな団体、個人のボランティアが活動しています。

ボランティアをしたい方、ボランティアを受けたい方を結び、互助・共助の気持ちを育み、行動を起こす、ボランティアセンターの充実を図ってまいります。

《障がい者支援》

障がい者の支援対策です。

包括支援センターでは、これまでの高齢者の包括支援事業に加えて、新たに「障がい者相談支援」も行うなど、支援機能の充実を行ってまいります。

さらに、共同作業所キラリ工房をNPO法人化し、新体系の障害福祉サービス事業所を立ち上げることによる、経営の安定化にも努めてまいります。

《高齢者支援》

高齢者対策の取り組みです。

標津町の65歳以上の高齢者は1,400人と増加しています。それに伴い、介護認定者も230人を超えていることから、はまなす苑の待機者も解消されない状況にあります。

このような中、標津福祉会より施設増床の要望がされたところであり、本年度には、標津福祉会が

増床に向けた基本計画を策定しますので、その計画をもとに検討を進めてまいります。



高齢者スポーツ大会の様子

《医療・健康支援》

医療と健康の推進です。

久留米大学医学部の手厚いご配慮によって、町民の生命を守る安心した病院体制を構築させていただいております。

医療機器の充実や夜間診療、訪問診療などの町民ニーズに沿った医療を院長以下、病院スタッフとともに提供し、町民の生命と健康を守ってまいります。

健康づくりの支援について

は、生活習慣病の予備軍、生活習慣病への進展、更には重症化・合併症への悪化を防ぎ、町民が生涯に渡って健康に暮らせるように、保健指導体制を強化してまいります。

また、保健福祉センターや教育委員会などが連携して、予防医療・健康運動に取り組んでまいります。

《環境と暮らし対策》

環境と暮らし対策であります。

全町民が誇れる自然と共生したふるさとを、しっかりと創り上げ、後世につないでいく事が、最大の環境対策であると考えています。

海・山・川・大平原の豊かさは、生産活動はもとより、この町に暮らす町民の生活を守り・支える極めて重要財産であります。

「産業環境に関する3者会議」や、町民ボランティア組織、町内会など様々な立場の連携・協力のもとで、環境保全の取り組みを進めてまいります。

旧大規模草地の自然再生生活用検討事業については、標津川自然再生モデル事業として、生物の多様性に配慮した湿原や河畔林の再生に向けて、着手してまいります。

地熱発電の「促進調査」については、残念ながら中断となりましたが、可能性の高い地域である事が証明されたので、今後に期待を持って、促進調査の復活要望など「ネイチャーグリッド構想」の実現に取り組んでまいります。

暮らし対策の基本である、「ゴミ処理・資源リサイクル」については、環境と経済が両立



自然豊かな標津町

した循環型社会を形成するため、国が提唱している、「ゴミの減量、再使用、再生利用の3R政策を当町も積極的に進めて、町民一人ひとりのゴミの減量化、資源化に取り組みます。

人と文化が育つまちづくり

三点目は、人と文化が育つまちづくりであります。

現代の教育に対する要請は、「生涯学習社会の実現」であると言われます。

その目的実現に向けて、行政として、子供からお年寄りまでのすべての町民の皆様が、世代毎の学びに触れ、歩んでいける道筋を創り、誘導していかなければなりません。

まず「学校教育」にあつては、学力の飛躍的な向上と、自主自立と創造性に溢れた人間形成に努めてまいります。

「社会教育」にあつては、「ふるさと標津への愛郷心の醸成と未来を担う人づくり」を目標にして、取り組んでまいります。

地域課題である標津高等学校の存続対策については、特色ある教育の充実支援や、通学費・寄宿舎の保護者負担軽減策などを行って、成果をあげてきておりますが、新規に修学旅行を活用した人間形成向上研修として、「日本の歴史と文化を学ぶ体験」への支援を行ってまいります。



特色ある教育を実践する標津高等学校

快適で住み良いまちづくり

四丁目として、生活インフラなど快適で住み良い環境の整備についてであります。

懸案であります郡部地域の浄化槽事業につきましましては、平成24年度着手に向けて、自

己負担のあり方などについて検討を継続しながら、準備を進めてまいります。

水道については、水質監視機能の強化や浄水施設などの老朽化対策を実施して、ライフラインの安定供給を強化いたします。

町道の整備は緊急度・優先度を考慮し、継続5路線、新規5路線を実施するほか、町民の皆様から強い要望がありました、除雪対策として、学校周辺を中心とした歩道の除雪強化を試験実施して、登下校児童生徒などの安全対策などの効果を検証してまいります。

公営住宅については、昨年に続き、川北旭団地の1棟3戸を建設いたします。

次に、北海道が実施する関連事業について申し上げます。

標津川の引堤事業については、サーモン橋の伸張工事が着工されるとともに、待望していた、古川の腐泥処理が試験施工となります。

また、道道薫別川北線の道路改良工事や伊茶仁及び浜古多糠海岸の護岸工事など、住

民生活に直結する事業を計画していただきましたので、所管する釧路建設管理部と連絡を密にして適正な事業執行を要請してまいります。

《防災対策》

安全安心の対策でありま

宮崎県の火山噴火やニュージージランドの地震による倒壊など、各地の災害では、時に尊い生命や財産が失われているところでもあります。

これら有事の際は、迅速な情報伝達が何より重要でありますので、平成24年度の無線施設・設備の老朽化更新に向けた、デジタル通信施設の設備機種などの実施設計に着手いたします。

むすび

以上、平成23年度の町政執行に臨む、私の所信の一端を述べさせていただきます。

地方主権を進める上での基本原理は、国策、道策と連動し、個人でできる事は個人

で、地域でできる事は地域で、基礎自治体でできる事は基礎自治体でという「補完性の原理」であり、効率的な政治行政を行うための原則であります。

当町は、これまでも地方分権の重要推進策である「権限委譲」を積極的に受け入れてきましたが、本年11月から「パスポートの発給業務」も受け入れ、役場の窓口で行えるようにいたします。

基礎自治体として、このような町民利便につながる、提供できるサービスを積み重ねて、地方主権を確立してゆることが必要です。

そのためには、まずは「財力」の強化であり、その実現には「源」となる「地域経済力」を高めることが重要であります。

このため、我々自治体はこれまで「行政運営」から、「地域経営」の視点を持って、従来の行政範囲を超えた、新しい「行政行動の仕組み」と積極的にチャレンジして、自立できる体質へと早急に進

めなければなりません。

主人公である町民の皆様が、幸せを実感できる「住み続けたい 定住地域」を実現するために、標津町が主体性と独自性を持って、「地域の価値」を最大限に活用し、その価値を地域の経済や生活に効果的に還元することが、より重要と考えております。

「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」にも、たくさんの「新しい地域の価値」が町民皆様の主体の考えとして掲げられました。

これらを、地域活性化へと具体的に進めて、私たちがめざす「海・山・川・大平原がおりなす 感動の大地 標津町」を創り上げるために、目の前の困難を乗り越え、希望に満ちた「新生標津町づくり」に向けて、町民の皆様とともに、肩を組みながら、実践してまいりますと考えております。

町民の皆様、町議会議員の皆様、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成23年度 まちの当初予算

一般
会計

54億8,800万円

対前年比
3.0%減

～町民力・地域力・行政力によるまちづくりの実践～

1. 予算のポイント

～ふるさと新生プラン・ステップⅡの実践元年～

海・山・川・大平原がおりなす 感動の大地・標津町

3月10日から17日に開催された第1回定例議会において、一般会計をはじめ各特別会計の平成23年度予算が可決されました。

今年は、昨年来より拡大町民会議などを通じて策定しました、まちづくりの目標である「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」の実践元年であり、計画の確実なる実践に向け4月から様々な施策が実施されます。

地方財政が依然として厳しい状況の中、今年度の予算編成は、行財政改革を引き続き推進しながら、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」に盛り込まれた新たな施策の実施や、施設の老朽化・耐震化などに係る財政需要に備えるなど、財政基盤の強化・健全財政の堅持を意識し、本町の身の丈にあった予算編成を行いました。

一般会計の歳入では、町税は3年連続の秋鮭不漁な

どから町民税が減少する一方、設備投資の増により固定資産税が増加したことなどから対前年比1.2%増の5億8,119万円を計上。歳入の大宗を占める地方交付税は、算定基礎となる町民人口の減などから、同0.2%減の28億3,872万円を見込みました。

歳出では、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」の実践として、親子交流館開設事業や歩道除雪経費などの新規事業を計上する一方、人件費は職員手当の削減継続などの行財政改革継続により対前年比2.3%減、投資的経費（普通建設事業費）は畜産担い手育成事業の減などにより同14.3%減となったことから、一般会計予算額は同3.0%減の54億8,800万円、各特別会計を含めた全会計の予算額合計は同2.3%減の82億2,577万円となりました。

小さくてもキラリと光る、活力と魅力あふれる定住地域を目指して・・・

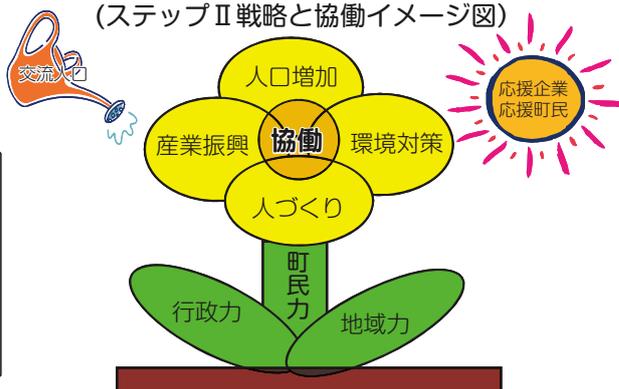
◇ まちづくりの基本目標 ◇

- 活力ある産業のまちづくり～産業・経済基盤の安定・再生・復活
- 環境と暮らし対策・おもいやりのあるまちづくり～みんなで支えあう安全・安心の確保
- 人と文化を育てるまちづくり～標津の未来を担う「人づくり」
- 快適で住みよいまちづくり～快適な暮らしができる生活環境の創出
- 住民と協働のまちづくり～協創と協働による町民主体のまちづくり

町民力・地域力・行政力による課題解決とまちづくりの実践

「町民力」と「地域力」、「行政力」を結集した信頼関係のもと、それぞれの立場で自助と共助、公助により『連携と支援』、『真の協働』が十分に発揮され、オール標津で一丸となった課題解決とまちづくりに邁進し、住みたい・住み続けたい町「小さくてもキラリと光る活力と魅力あふれる定住地域」を創造していくものである。

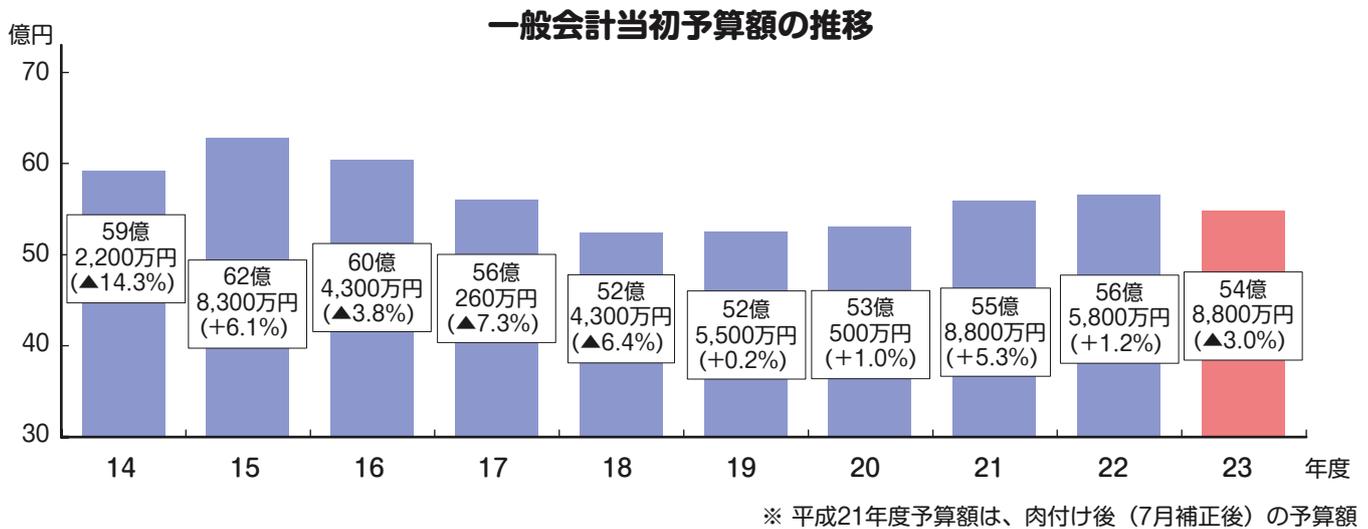
(ステップⅡ戦略と協働イメージ図)



2 予算規模

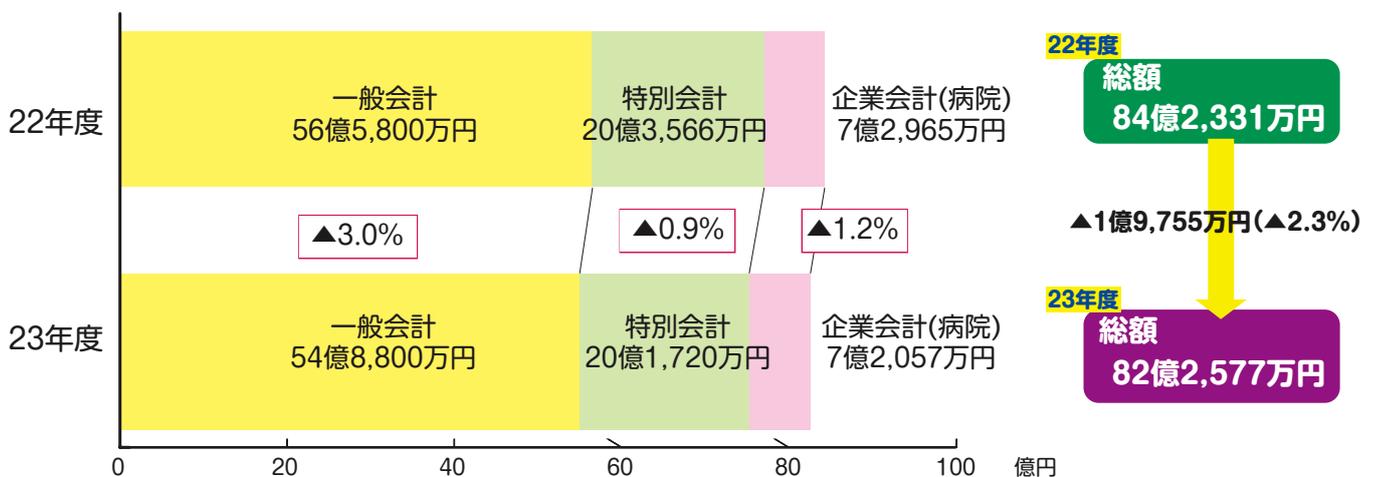
一般会計当初予算額

54億8,800万円……対前年比 ▲3.0%



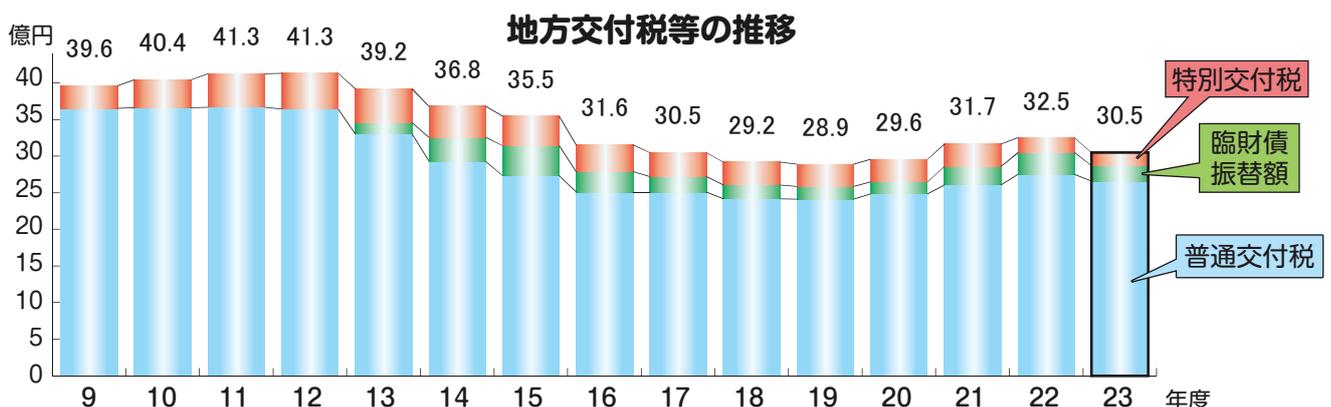
全会計の予算総額

82億2,577万円……対前年比 ▲2.3%



地方交付税等の額

30億4,991万円……対前年比 ▲3.5%



- ◇ 21年度まで：それぞれの交付等決定額
- ◇ 22年度：普通交付税と臨財債振替額は決定額、特別交付税は当初予算額
- ◇ 23年度：それぞれの当初予算額

3. 一般会計予算の概要

54億8,800万円…対前年比 ▲1億7,000万円 (▲3.0%)

歳入



町税 対前年比 **+694万円 (+1.2%)**

- ◇ 町民税 ▲487万円(▲1.8%)
↳ 給与所得の減など
- ◇ 固定資産税 +876万円(+3.4%)

地方譲与税等 対前年比 **+180万円 (+0.8%)**

- ◇ 地方譲与税 ▲300万円(▲2.5%)
↳ 収入見込の減
- ◇ 地方特例交付金 +500万円(+55.6%)
↳ 収入見込の増

地方交付税 対前年比 **▲661万円 (▲0.2%)**

(普通交付税 26億5,872万円
特別交付税 1億8,000万円)

- ◇ 普通交付税の増減 (地方財政計画 +2.8%)

	23年度	22年度	増減比較
当初予算	26億5,872万円	26億4,533万円	+1,339万円 (+0.5%)
決定額	26億5,872万円	26億9,548万円	▲3,676万円 (▲1.4%)

<主な増減>

- ・ 地域活性化・雇用等対策費の創設 +1,989万円
- ・ 人口減少による影響分 ▲4,178万円

国庫支出金 対前年比 **▲4,556万円 (▲12.0%)**

- ◇ アイヌ農林漁業対策事業 ▲4,550万円

道支出金 対前年比 **▲5,175万円 (▲11.3%)**

- ◇ 公共施設省エネ化事業 ▲2,000万円
- ◇ 草地担い手育成支援特別対策事業 ▲3,049万円

繰入金 対前年比 **+3,814万円 (+38.1%)**

- ◇ ふるさと新生プラン・ステップⅡ推進基金 +5,016万円

(平22に引き続き、財政調整基金繰入金の当初予算計上額は「ゼロ」)

町債 対前年比 **+631万円 (+1.0%)** (地財計画 ▲20.1%)

- ◇ 臨時財政対策債 ▲1億449万円(▲33.1%)
平22決定額との比較 ▲9,007万円(▲29.9%)

- ◇ 過疎対策事業債 (ソフト事業) +6,830万円(皆増)

平23予算額: 2億1,118万円
平22予算額: 3億1,567万円
// 決定額: 3億1,252万円

使用料ほか 対前年比 **▲1億1,928万円 (▲27.8%)**

- ◇ 畜産担い手育成総合整備事業分担金 ▲1億142万円(▲55.4%)

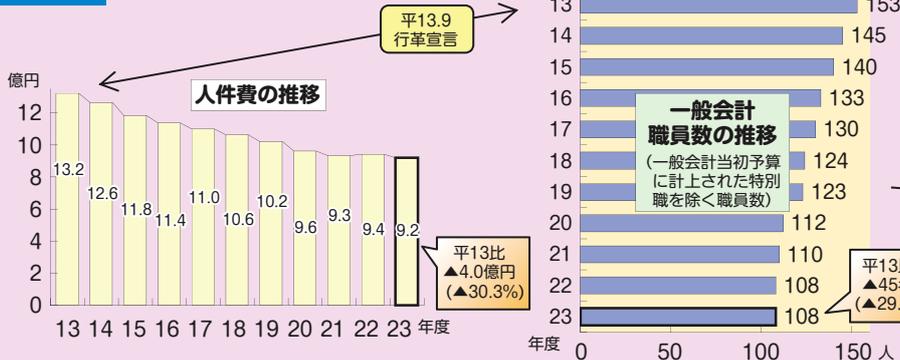
= 主な予算区分の説明 =

- ▶ **町税**: 町民の皆さんから町に直接納めていただく税金。町民税や固定資産税、軽自動車税など。ただし国民健康保険税は、国保会計の収入となります。
- ▶ **地方交付税**: 国から町に交付されるお金。国税のうち所得税・法人税・たばこ税・酒税・消費税が、町の財政力に応じて交付されます。
- ▶ **国庫支出金**: 特定の事業を行う場合に、その

- ▶ **道支出金**: 経費に充てるために国から交付される負担金や補助金など。特定の事業を行う場合に、その経費に充てるために道から交付される負担金や補助金など。
- ▶ **繰入金**: 基金などの積立金から取りくずすお金。
- ▶ **町債**: 施設の建設や土木工事など、多額の経費を必要とするとき、費用の一部を国や金融機関から計画的に借りるお金。
- ▶ **使用料ほか**: 分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入など。

歳出

人件費 対前年比 ▲2,168万円 (▲2.3%)



※期末手当後職加算凍結を継続

扶助費 対前年比 +1,617万円 (+4.5%)

◇ 子ども手当 +1,940万円

物件費 対前年比 +3,446万円 (+5.5%)

◇ 子宮頸がんワクチン接種 +651万円
◇ 歩道除雪費 +309万円

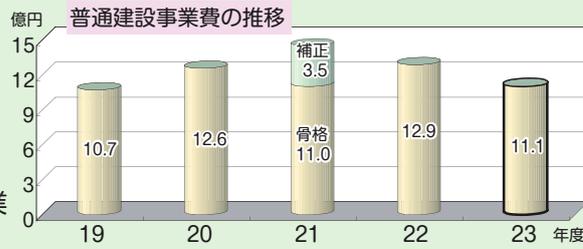
補助費等 対前年比 ▲1,261万円 (▲1.4%)

◇ 病院会計繰出分 ▲1,418万円(▲6.2%)

投資的経費 (普通建設事業費)

対前年比 ▲1億8,485万円 (▲14.3%)

◇ 畜産担い手育成事業 ▲1億3,415万円
◇ アイヌ農林漁業対策事業 ▲5,047万円



公債費 対前年比 ▲1,108万円 (▲1.7%)



◇ 長期資金元利償還金 ▲1,108万円 (▲1.7%)

繰出金 対前年比 +2,815万円(+5.0%)

◇ サーモンパーク会計 +2,941万円(+62.4%)

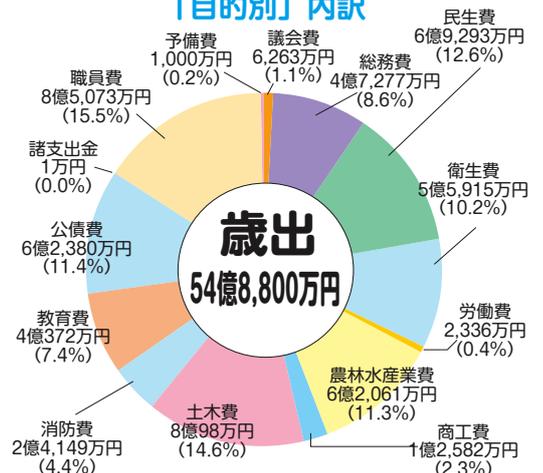
その他 対前年比 (▲5.1%) ▲1,856万円



＝ 主な予算区分の説明 ＝

- ▶ **職員費**： 特別職や職員の給与に関する経費。
- ▶ **民生費**： 高齢者や障がい者、保育園など福祉に関連する経費。
- ▶ **衛生費**： 各種検診やゴミ処理、環境対策などの経費。
- ▶ **農林水産費**： 農業や林業、水産業の振興などの経費。
- ▶ **土木費**： 町道の整備、町営住宅管理、除排雪などの経費。
- ▶ **消防費**： 消防団員の報酬、消防施設の整備・管理などの経費。
- ▶ **公債費**： 町の借入金の元金の償還及び利子の支払いに要する経費。
- ▶ **その他**： 町議会議員の報酬や労働、商工業、教育などに関する経費。

「目的別」内訳



4. 特別会計予算・企業会計予算の概要

特別会計

20億1,720万円……対前年比 ▲1,846万円(▲0.9%)

国民健康保険会計 (事業)

予算額 8億8,820万円

[対前年比 +2,741万円(+3.2%)]

- ・保険給付費 +2,128万円(+3.9%)
- ・介護納付金 +459万円(+9.4%)

一般会計繰入金 1億446万円
[対前年度+1,539万円(+17.3%)]

簡易水道会計

予算額 1億6,610万円

[対前年比 ▲5,021万円(▲23.2%)]

- ・標津地区石綿管改修工事 ▲7,560万円(皆減)
- ・緊急遮断弁設置工事 +2,100万円(皆増)

一般会計繰入金 273万円
[対前年度+273万円(皆増)]

介護保険会計 (事業)

予算額 3億9,457万円

[対前年比 +1,522万円(+4.0%)]

- ・保険給付費 +1,516万円(+4.3%)

一般会計繰入金 6,781万円
[対前年度+232万円(+3.5%)]

下水道会計

予算額 3億2,087万円

[対前年比 ▲2,738万円(▲7.9%)]

- ・特環境保全下水道事業 ▲862万円(▲18.0%)
- ・長期資金元利償還金 ▲2,019万円(▲8.6%)

一般会計繰入金 2億3,758万円
[対前年度▲1,493万円(▲5.9%)]

介護保険会計 (サービス)

予算額 3,024万円

[対前年比 ▲217万円(▲6.8%)]

- ・サービス事業費 ▲226万円(▲10.3%)

一般会計繰入金2,775万円
[対前年度▲207万円(▲6.9%)]

金山地域休養施設等会計

予算額 1,182万円

[対前年比 ▲271万円(▲18.6%)]

- ・スキー場リフト整備費 ▲279万円(皆減)

一般会計繰入金 772万円
[対前年度▲281万円(▲26.7%)]

後期高齢者医療会計

予算額 1億463万円

[対前年比 ▲731万円(▲6.5%)]

- ・広域連合納付金 ▲796万円(▲7.4%)

一般会計繰入金 6,561万円
[対前年度▲182万円(▲6.4%)]

サーモンパーク会計

予算額 1億76万円

[対前年比 +2,941万円(+41.2%)]

- ・サーモンパーク改修事業 +2,918万円(皆増)

一般会計繰入金 7,656万円
[対前年度+2,941万円(+62.4%)]

一般会計繰入金の合計 5億9,021万円 [対前年比 +2,815万円(+5.0%)]

※ 老人保健特別会計は、制度廃止による事務処理が終了したことにより、平成22年度末をもって廃止となっています。
※ 各会計の端数処理により、合算と合計額が合わない場合があります。

企業会計 (病院)

7億2,057万円……対前年比 ▲908万円(▲1.2%)

国民健康保険会計 (病院)

一般会計繰入金 2億4,924万円
[対前年比▲1,710万円(▲6.4%)]

- ・気管支用内視鏡システムの購入
- ・夜間診療 週2回実施の継続

〔補助費等 2億1,506万円…交付税措置分など〕
〔投資及び出資金 3,418万円…企業債償還金分〕

5. 基金・町債の残高

前年：498千円

会計別「基金」残高

町民1人当たりの貯金残高(一般会計の基金)は**595千円**

(単位：千円)

基金名	平成21年度末 現在高①	平成22年度			平成23年度		
		積立額②	繰入額③	現在高 ④=①+②-③	積立額⑤	繰入額⑥	現在高 ⑦=④+⑤-⑥
財政調整基金	508,587	550		509,137			509,137
減債基金	382,861	206		383,067	23,984	16,825	390,226
リフレッシュ基金	234,898	205,705		440,603	101,322		541,925
ふるさと応援基金	2,762	2,168	2,554	2,376	17	2,160	233
新生プラン・ステップII推進基金(新規)	0	300,000		300,000	750	50,160	250,590
過疎地域自立促進特別事業基金(新規)	0	59,100		59,100	55,900		115,000
交通安全対策基金	5,172	16		5,188	16		5,204
ひかりこ基金	287,476	1,063		288,539	866	260	289,145
標津線代替輸送確保基金	417,288	1,207	15,596	402,899	1,165	18,681	385,383
社会福祉基金	161,503	135	2,500	159,138	128		159,266
健康と福祉の村建設基金	15,668	47		15,715	49		15,764
廃棄物処理施設建設基金	136,067	408	39,385	97,090	292	39,385	57,997
酪肉経営振興対策基金	297,113	991		298,104	895		298,999
緑の基金	65,962	198		66,160	199	1,203	65,156
水産振興基金	351,692	1,155		352,847	1,059	5,117	348,789
教育施設等建設基金	5,168	16		5,184	16		5,200
体育文化振興基金	112,818	210		113,028		4,460	108,568
(小計)	2,093,587	513,319	60,035	2,546,871	106,774	121,426	2,532,219
計	2,985,035	514,075	60,035	3,439,075	130,758	138,251	(A)3,431,582
特別会計の基金計	227,291	6,141	7,234	226,198	1	17,601	208,598
合計	3,212,326	520,216	67,269	3,665,273	130,759	155,852	3,640,180

※定額運用基金を除いております。

※平成22年度は決算見込、平成23年度は当初予算により算出しています。

※町民1人当たりの残高は、「(A)/平成22年12月末住民基本台帳人口5,768人」で算出しています。

前年：229千円

会計別「町債」残高

町民1人当たりの貯金残高(一般会計の町債)は**229千円**

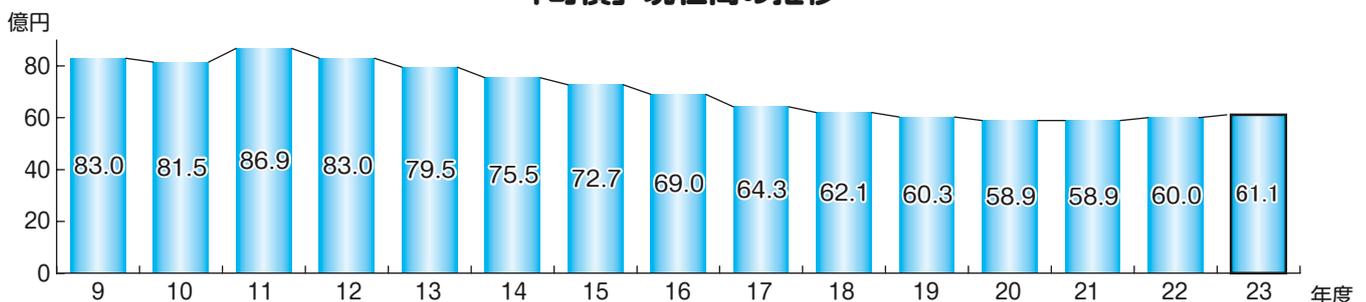
(単位：千円)

会計区分	平成21年度末 現在高①	平成22年度末 現在高見込額②	平成23年度末見込			実質起債残高
			借入見込③	元金償還④	現在高見込額 ⑤=②+③-④	
一般会計	5,895,347	5,982,467	652,884	522,872	6,112,479	(B)1,322,890
簡易水道会計	514,906	530,172	21,000	29,471	521,701	293,466
下水道会計	2,007,590	1,831,756	4,000	169,822	1,665,934	783,856
病院会計	497,137	469,461		28,699	440,762	264,485
計	8,914,980	8,813,856	677,884	750,864	8,740,876	2,664,697

※平成22年度は決算見込、平成23年度は当初予算により算出しています。

※町民1人当たりの残高は、「(B)/平成22年12月末住民基本台帳人口5,768人」で算出しています。

「町債」現在高の推移



※「22年度末」は決算見込、「23年度末」は当初予算により算出しています。

6. 町の経営状況

健全化判断指標の状況

区分	本町の指標			指定基準	
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	早期健全化	財政健全化
実質赤字比率	— 【黒字比率3.8%】	—	—	15%以上	20%以上
	一般会計の赤字の状況を示す。黒字の場合は算定されない				
連結実質赤字比率	— 【黒字比率5.4%】	—	—	20%以上	40%以上
	全会計の赤字の状況を示す。黒字の場合は算定されない				
実質公債費比率	14.5%	13.2%	12.5%	25%以上	35%以上
	町全体の借入金返済の状況を示す比率（3年平均値）				
将来負担比率	37.8%	36.3%	35.1%	350%以上	—
	将来負担額（借入金や退職金など）の状況を示す比率				

左の比率が右の基準に該当した場合、健全化団体に指定される

健全な経営を維持
(各指標とも指定基準をクリア)



財政が破綻する前の段階 (黄信号)

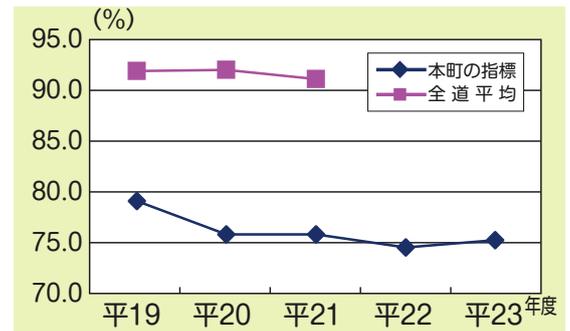
財政が破綻した状態 (赤信号)

※右の指定基準は、本町のような財政規模の市町村に適用される比率です。
※平成22年度と平成23年度の指標は見込です。

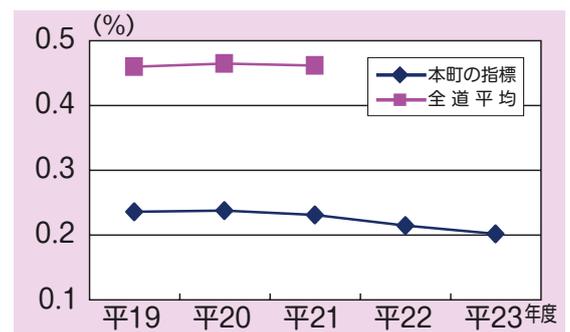
その他の財政指標の状況

経常収支比率	財政構造の弾力性を示す。70~80%が標準				
	平19	平20	平21	平22	平23
本町の指標	77.8	79.1	75.8	74.5	75.2
全道平均	92.0	92.1	91.2		

全道179市町村中
上位13番目の比率



財政力指数	数値が小さいほど普通交付税への依存度が高い				
	平19	平20	平21	平22	平23
本町の指標	0.235	0.237	0.230	0.214	0.201
全道平均	0.459	0.464	0.461		



※3年平均の比率
※平成22年度と平成23年度の指標は見込です。

7. 行財政改革の取り組み状況

平成13年9月の「行財政構造改革宣言」以来、人件費や事務経費の削減、サービスの見直しなどを実施しています。また、町民の視点から改革を進めるため、平成17年9月から2年間、平成20年1月から1年間、行財政改革検討委員会を設置し、提言などをいただきました。

平成23年度の実績

計 5,056万円 の行革効果

- 1 人件費の改革 4,901万円**
 - ①定年退職者不補充 3,745万円
 - ②役職加算凍結継続 1,156万円
- 2 組織・機構と事務費に関する改革 52万円**
 - 事務経費の減 52万円:各種謝礼の見直しなど
- 3 町民サービスに関する改革 1,033万円**
 - 団体補助金の減 1,033万円:事業の見直しなど
- 4 財源確保に関する改革 —**

行革効果の還元など

行革効果5,056万円の約30%を協働のまちづくりや、住民生活への支援などに活用

計1,519万円を活用

- ① まちの魅力づくり・活性化 401万円**
 - ・新・ふるさとづくり推進事業補助金 120万円
町民力・地域力による事業への補助
 - ・日本で最も美しい村連合活動経費 81万円
連合年会費など
 - ・企業化支援事業 200万円
起業への支援

- ② 住民生活への支援 618万円**
 - ・低公共料金の維持 468万円
保育施設の維持費など
 - ・交通弱者への支援 150万円
通院ハイヤー、高齢者無料バス運行経費
- ③ 将来への財源確保 500万円**
 - ・リフレッシュ基金 500万円
今後の施設改修に備えた基金積立

これまでの行財政改革の実績

「行財政構造改革宣言」以来の実績

年度	人件費の改革	組織・機構と事務費の改革	町民サービスに関する改革	財源確保に関する改革	計
平14	5,152万円 ・定年不補充、手当減 ・議員報酬減	3,584万円 ・旅費基準改定 ・施設経費、事務費減	1,707万円 ・補助金減、バス見直し ・施設期間短縮		1億 443万円
平15	8,437万円 ・定年不補充、手当減 ・議員定数減	4,028万円 ・旅費基準改定 ・短期利子、事務費減	3,090万円 ・補助金減、バス見直し ・各サービス見直し		1億5,555万円
平16	5,049万円 ・定年不補充、手当減	3,509万円 ・町債借換 ・経費減、民間委託	1,007万円 ・団体補助金減 ・施設時間短縮など	180万円 ・廃棄物手数料 ・職員住宅料金	9,745万円
平17	4,051万円 ・定年不補充、手当減	1億4,764万円 ・町債借換 ・事業見直しなど	1,308万円 ・団体補助金減 ・中学研修休止など	18万円 ・住基閲覧料金	2億 141万円
平18	6,861万円 ・定年不補充、手当減 ・議員報酬減	1,007万円 ・視察経費凍結 ・除雪見直しなど	624万円 ・団体補助金減 ・役場時間延長など	125万円 ・体育施設使用料 ・職員住宅料金	8,617万円
平19	5,268万円 ・定年不補充、手当減 ・議員定数減	910万円 ・公用車運転委託 ・庁舎維持委託など	42万円 ・各サービス見直し	682万円 ・下水道使用料 ・し尿処理手数料	6,902万円
平20	1億 253万円 ・定年不補充、手当減 ・議員定数減	8,805万円 ・町債繰上償還 ・事業見直しなど	214万円 ・団体補助金減		1億9,272万円
平21	6,367万円 ・定年不補充、手当減	67万円 ・事務経費削減	401万円 ・団体補助金減	309万円 ・下水道使用料	7,144万円
平22	4,658万円 ・定年不補充、手当減	898万円 ・委託業務見直し ・森林災害保険見直し	318万円 ・団体補助金減		5,874万円
平23	4,901万円 上記1	52万円 上記2	103万円 上記3		5,056万円

10年間の合計 10億8,749万円

8. ふるさと応援寄付金（ふるさと納税）の活用

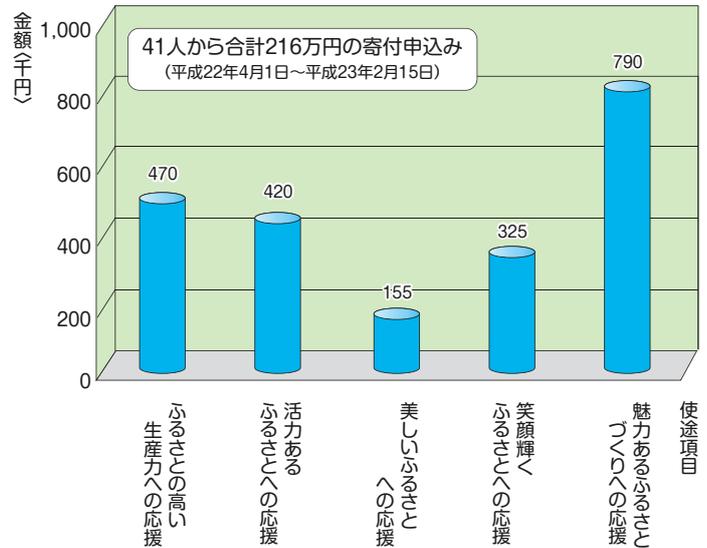
～ ふるさと応援寄付の申込み状況 ～

41人から、216万円の寄付申込み
(平成23年2月15日現在)

ふるさと応援町民MAP (平成23年2月15日現在 42人)



ふるさと応援寄付金の受付状況



5つの使途に、計216万円を活用

魅力あるまちづくりのため

- ☆ ふるさと応援町民（寄付者）の意思を尊重
- ☆ ふるさと応援町民の思いを広く町民に紹介

活用

ふるさと応援寄付金の活用内容

1 ふるさと納税への高い生産力への応援 40万円 を活用

- ◇ 農業振興に係る事業（酪農後継者対策） 20万円
- ◇ 水産振興に係る事業（マツカワ増強） 20万円



2 活力あるふるさとへの応援 26万2千円 を活用

- ◇ 定住・移住に係る事業（お試し暮らし支援） 6万5千円
- ◇ 町の活性化に係る事業（地産地消への支援） 19万7千円



3 美しいふるさとへの応援 35万3千円 を活用

- ◇ まちの環境保全に係る事業（植樹祭支援） 20万円
- ◇ まちの景観保全に係る事業（オープンガーデン実施） 15万3千円



4 笑顔輝くふるさとへの応援 40万円 を活用

- ◇ 児童・生徒の学力向上に係る事業（デジタル教材購入） 20万円
- ◇ 老人介護に係る事業（ホームヘルパー2級養成講座） 20万円



5 魅力あるふるさとづくりへの応援 74万5千円 を活用

- ◇ 町民まつりの運営に係る事業（応援町民花火の実施など） 70万円
- ◇ 応援町民用ちょうちん作成（寄付者用ちょうちん） 4万5千円



平成23年度の主な事業

本年度の主要事業をお知らせいたします。
「町民力」、「地域力」、「行政力」の信頼のトライアングルによる「連携と支援」と「真の協働」の発揮により、まちづくりへの参加性を高めて、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」を効果的に実践し、町が抱える課題に果敢に挑戦してまいります。

凡例：◆新規事業・◇継続事業

3 水産の振興

- ◆漁業近代化資金利子補給 69万円
- ◇標津漁港修築事業 4,373万円
- ◇海の森づくり事業（藻場造成試験事業） 199万円
- ◇標津町漁業緊急保証対策資金利子補給事業 512万円
- ◇栽培増殖試験事業 22万円
- ◇産業環境に関する3者会議の運営推進（再掲）
- ◇ふれあい加工センター製品試験販売事業 471万円



海の森づくり事業（藻場造成試験事業）

4 観光の振興

- ◇標津町エコ・ツーリズム交流推進事業 166万円
- ◇健康・保養型ツーリズム推進事業 121万円
- ◇標津町民祭り水・キラリ運営経費助成金 1,050万円
- ◆環境価値を高める標津町民祭り水・キラリの強化（応援町民参加による花火の強化） 70万円
- ◇しべつ「海の公園」管理運営経費（オートキャンプ場経費を含む） 797万円
- ◇サーモン科学館特別展開催費 40万円
- ◇サーモン科学館入館者アップ対策（旅行エージェント招致など） 128万円
- ◇「標津町サケマイスター」認定制度事業 80万円

5 商業の振興

- ◇商工会運営補助金 786万円
- ◇商工会移動販売車の運行支援 374万円
- ◇ふるさと産品消費拡大対策事業（緑提灯普及促進など地産地消の強化対策） 98万円

活力ある産業のまちづくり

～「産業・経済基盤」の建て直しと再生・復活の取り組み～

1 農業の振興

- ◆ふん尿利活用施設資金利子補給 92万円
- ◇中山間地域等直接支払交付金 1億7,187万円
- ◇畜産担い手育成総合整備事業（草地造成・整備改良） 1億424万円
- ◇牛乳・農産品消費拡大事業 20万円
- ◇産業環境に関する3者会議の運営推進
- ◆農地交換分合事業 77万円



2 林業の振興

- ◇森林環境保全整備事業（植栽、下刈りなど） 4,340万円
- ◇森林整備加速化・林業再生事業（シカ柵設置、除間伐など） 4,742万円
- ◇野生生物保護管理モデル事業（自然保護専門員の配置） 381万円
- ◇標津川自然再生モデル事業（旧大規模草地（旧A団地）の排水溝埋立） 158万円



植樹会場に設置したシカ柵

7 障がい者支援施策の充実

- ◆障がい者福祉計画策定経費 2万円
- ◆地域包括支援センターへの専門職員の配置
- ◇移動支援事業(障がい者地域生活支援事業) 88万円

8 高齢者施策の充実

- ◇ホームヘルパー2級養成講座開設事業 87万円
- ◇高齢者等通院ハイヤー助成事業 65万円

人と文化が育つまちづくり

～豊かな教育の推進によるふるさと標津の未来を担う「人づくり」～

1 社会教育の推進

- ◇標津きらり大学の充実 17万円
- ◇図書館用図書購入費 422万円
- ◇ボランティアによる読み聞かせ事業 5万円

2 学校教育の推進

- ◆川北幼稚園の2年保育化(再掲)
- ◆小学校電子教材機器購入費(黒板等) 151万円
- ◆中学校電子教材機器購入費(黒板等) 151万円
- ◆学力向上対策デジタル教科書導入経費 16万円
- ◆学校給食の地場食材活用強化 70万円
- ◆魅力ある学校づくり調査研究事業 130万円
- ◆(日本の歴史と文化を学ぶ)人間形成向上研修支援(標津高校生修学旅行研修支援) 250万円
- ◇標津高等学校バス等通学費補助金 1,383万円
- ◇一般入試対策夏期・冬期講習受講経費助成金 136万円
- ◇自然環境類型教育実践への支援 95万円
- ◇通信衛星授業並びに各種資格取得助成 96万円
- ◇部活動及びび寮などの支援助成 199万円



リコーダーコンテスト全道大会出場報告(写真:標津高校)

3 青少年の健全育成

- ◆こどもサミット事業 2万円
- ◆青年交流事業 67万円

4 地域文化の振興

- ◆ポー川史跡公園活用事業(技術指導、カヌーなど) 310万円
- ◇標津町生涯学習センター所蔵美術品活用事業 2万円

6 雇用・勤労者対策

- ◇冬季就労対策事業 334万円
- ◇雇用創出対策事業 1,968万円
- ◇標津町起業化支援事業補助金 500万円
- ◆環境貢献事業創出支援事業 83万円
- ◆起業セミナー開催経費 22万円
- ◆標津高等学校卒業者就労支援事業 507万円

環境と暮らし対策・おもいやりのあるまちづくり

～みんなで支えあう安全で安心して暮らせるまちづくり～

1 自然環境対策

- ◇豊かな川づくり事業(河川環境保全対策) 407万円
- ◇町内河川水質調査の継続・拡大 165万円



豊かな川づくり事業(ホタテ焼成貝殻設置)

2 ゴミ処理・資源リサイクルの推進

- ◆ゴミ収集の利便性向上(10%ゴミ袋作成、資源ゴミ収集回数の増加など) 50万円

3 公園緑地や子供の遊び場の整備

- ◇公園遊具安全点検及び修理等経費 552万円
- ◇沿道・公園整備事業(花壇植栽株購入費など) 219万円

4 健康づくりの推進

- ◆子宮頸がん・小児用ワクチン接種特別助成事業 651万円
- ◇インフルエンザ予防接種助成事業 367万円

5 医療体制の充実

- ◇標津病院医療機器整備事業(気管支内視鏡システム) 1,155万円

6 子育て支援の充実

- ◆親子交流館開設事業(文化ホール利活用改修ほか) 2,475万円
- ◆おむつゴミ袋支援
- ◆不妊治療費助成 30万円
- ◆子育て支援ホームページの充実
- ◆絵本行進曲「ブックスタート」事業 11万円
- ◆川北幼稚園の2年保育化



市街循環デマンドハイヤー

8 防犯対策の推進

- ◇防犯灯設置事業（移設2基、新設5基） 41万円

町民と協働のまちづくり

～協創（ともに考え）と協働（ともに汗する）による町民主体のまちづくり～

1 住民参画のまちづくり

- ◆まちづくり推進女性会議 59万円
- ◆ふるさと新生プラン協働事業推進補助金 200万円
- ◆まちづくり推進コーディネーター養成事業 130万円
- ◆こころの住民登録制度実施経費 42万円
- ◇ふるさと応援町民活動推進経費 33万円
- ◆ボランティアセンターの充実・推進

2 コミュニティ活動の推進

- ◆地区会館低脚イス購入設置事業 97万円

3 行財政改革の推進

- ◆権限委譲による一般旅券発給業務 90万円
- ◇役場開庁時間の延長継続
- ◇365日住民票、印鑑証明の発行継続
- ◇公共施設への指定管理者制度の活用検討

移住定住対策

1 移住・定住政策の推進

- ◆定住促進空き家住宅改修事業（3戸） 2,400万円
- ◇移住定住促進経費 94万円
（お試し暮らし体験の促進と美郷団地募集経費）
- ◇ふるさと経営専門員の配置 210万円
- ◇産業後継者等結婚活動支援事業 30万円



H21 定住促進空き家改修事業（上古多糠）

5 スポーツの振興

- ◆全国スポーツクラブ会議開催経費 80万円
- ◆スポーツ合宿開催経費 19万円
- ◆ラジオ体操推進事業（防災行政無線の活用）

快適で住みよいまちづくり

～すべての町民が等しく快適な暮らしができる生活環境の創出～

1 まちなみ景観対策

- ◇オープンガーデン開催事業 51万円
- ◇プランターの里親制度事業 12万円
- ◇標津環状線沿道等整備事業 21万円
- ◇彩りガーデン整備事業 32万円
- ◇新ふるさとづくり「彩り・千本桜植栽事業」 120万円
- ◆日本で最も美しい村連合活動事業 17万円
（準会員の増加など）

2 住宅・宅地の整備

- ◇地域住宅政策推進事業 6,260万円
（公営住宅建設1棟3戸など）
- ◇公営住宅計画修繕事業 630万円
（外壁、屋根塗装）
- ◆住宅耐震改修補助事業 90万円
- ◆街区表示板更新事業 145万円

3 道路・交通網の整備

- ◇社会資本整備総合交付金事業 1億4,000万円
（茶志骨南5号、古多糠南2線、茶志骨西7線）
- ◆社会資本整備総合交付金事業（古多糠基線） 5,850万円
- ◇町道整備促進事業 7,816万円
（川北東3条通り、川北5線1）
- ◆町道整備促進事業 1億700万円
（古多糠川沿線、伊茶仁孵化場線、浜茶志骨連絡線、標津町西3丁目仲通り2）
- ◇橋梁長寿命化修繕計画策定事業（50橋の点検委託） 390万円
- ◆学校周辺の歩道の除雪拡充試行 309万円

4 水道の整備

- ◆上水道公営企業会計システム導入費 546万円
（簡易水道会計）

5 下水道の整備

- ◇下水道管理センター電気設備更新事業等 3,968万円
（下水道会計）

6 防災対策の推進

- ◆標津町防災行政無線更新準備事業 650万円

7 公共交通の維持・確保

- ◇市街循環デマンドハイヤー運行事業 191万円
- ◇標津町総合バス対策事業 2,107万円
（古多糠川北線、スクールバス、貸切バス）

延べ132人の町民観光ガイドを輩出！ 観光ガイド養成講習会開く

標津町エコ・ツーリズム交流推進協議会(千葉元会長)主催による、標津町観光ガイド養成講習会が2月15日・16日の両日、町生涯学習センターあすばるで行われました。

講習会は、修学旅行生の受け入れなどに積極的な取り組みを行っている町民観光ガイドの拡大を図るために開かれているもので、2日間で延べ19人が受講。

講師には体験教育企画の藤澤安良代表を招き、1日目は「体験型観光の基本理念」と題した講演と「安全管理のポイント」の講義を、2日目にはより高い理解のために、体験プログラムの進行手順の実習やいももち作りを通じた実践訓練が行われ、全行程修了者10人のうち、新規に修了した5人の方に修了証書が授与されました。



実践訓練でのじゃがいも種類の説明

認定証を手に意欲を見せる古瀬さん



根室管内初 町内から青年林業士が誕生!!

森林づくりの若手リーダーとなる「根室地域青年林業士」に、古瀬清一郎さん(川北)が第1号として認定され、2月18日、根室振興局で岡崎根室振興局長から認定証が手渡されました。

青年林業士は、昨年、北海道が創設した制度で、安定的な森林経営を担う人材の育成や確保のため、森林づくりなどに積極的に取り組む林業後継者を北海道青年林業士として認定するもので、管内からは古瀬さんを含め2人が選出。

古瀬さんは、古瀬種苗経営のかたわら、北海道山林種苗協同組合の青年部長を務め、研修会やボランティア活動に積極的に参加し、地域のリーダーとして活躍されています。

町内のボランティア活動を応援!!

標津町社会福祉協議会(三戸俊雄会長)では、町内で社会福祉活動に参加されている多くの方の活動の様子を、地域の皆さんに知っていただくことを目的として、2月26日、保健福祉センターひまわりを会場にチャリティープラザを開催しました。

当日は、子どもたちと高齢者との交流レクリエーションに続き、標津高等学校ボランティア部、標津中学校、キラリ工房、ふれあいいきいきサロンの各団体からボランティア活動の実践発表が行われたほか、会場には、模擬店や販売コーナーが設置され、各小中学校などで行われているボランティア活動の様子がパネルで紹介されました。



標津中学校生徒によるボランティア活動実践発表

人権擁護委員の功績をたたえて

人権擁護委員を平成12年から10年余りの長い間務められた後藤一郎さんが、平成23年2月28日に退任され、これまでの功績に対して、法務大臣から感謝状が贈られました。

感謝状は3月2日、役場町長室で釧路地方法務局根室支局の栗林支局長から伝達され、栗林支局長は「長い間ありがとうございました」と後藤さんのこれまでの労をねぎらっていました。

人権擁護委員は、人権相談・人権啓発など、人権思想の普及高揚のための活動を行っています。

退任された後藤さん、長い間本当にお疲れさまでした。



退任された後藤さん(中央)

「空き家」を
所有している
皆さんへ

「空き家」の情報を登録しませんか？ (標津町空き家バンク)

町では、移住定住対策の一環として「標津町空き家バンク」(町内の空き家を有効に活用することにより、防犯や地域活性化、人材の流入を図る)を整備し、町内への移住・定住希望者に対し、空き家の情報を提供しています。

「空き家バンク」は、空き家を「売りたい」・「貸したい」とお考えの所有者の方に空き家情報を登録していただき、町がその空き家情報をホームページなどにより公開(3月9日現在、11件登録うち5件契約済)し、希望者がいる場合には、町がその物件の所有者に確認をとり、希望者に所有者の連絡先を紹介するものです。

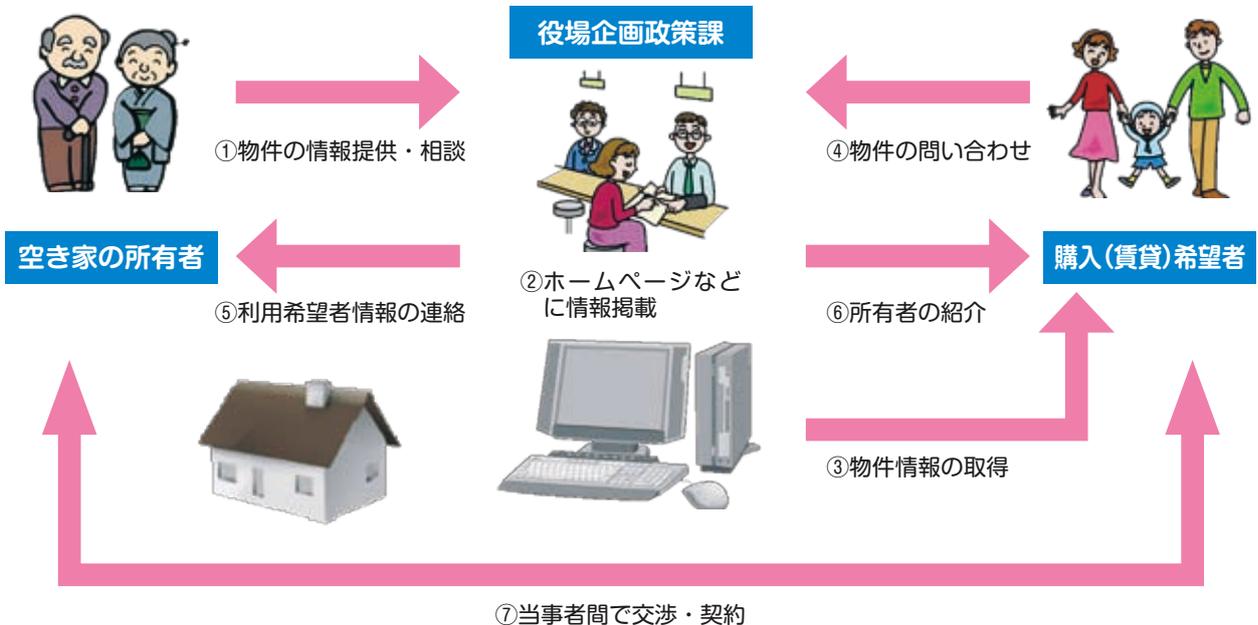
登録できる物件

- ①町内に所在する建物
- ②人が居住できる建物
- ③現在、誰も居住していないか近く居住しなくなる予定の建物

「空き家情報」を掲載するには…

- ①まずは役場企画政策課までご相談ください。
【提出書類】「空き家バンク登録申込書」
「空き家バンク登録カード」
※様式は、役場にあります。
- ②物件の確認を行います。

空き家バンク登録から契約までの流れ



《注意!!》

※町では、希望者への情報提供は行いますが、斡旋・仲介は法により行うことができません。
※売買(賃貸)や入居後のトラブルが生じても町では責任を負いかねます。事前によく話し合いをしてください。

申込・問合せ先:企画政策課(担当:畑中・山田)

☎82-2131

カラスの巣を見つけたら役場までご連絡を!

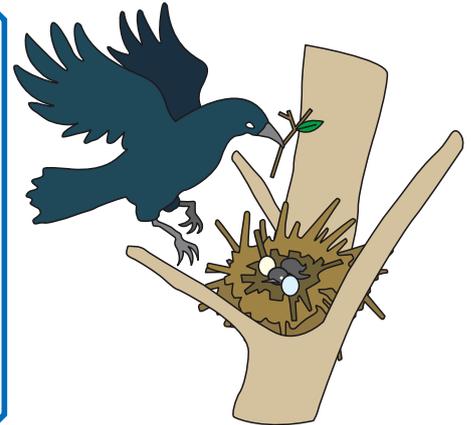
4月から6月はカラスの繁殖時期にあたります。この時期のカラスは高い木や電信柱などに巣を作り、近づく人に対して攻撃的になるため非常に危険です。

役場ではカラスによる被害及び生息数の増加を防ぐため、4月から6月の3ヵ月間、営巣撤去を行います。

担当職員で被害が予想される場所の巡回や調査を行いますが、すべての巣の場所を確認することはできません。町民の皆様におかれましては近所や通学路などをご確認いただき、巣を見つけた場合や普段よりカラスが攻撃的な場合は役場住民生活課までご連絡ください。

営巣駆除実施内容

1. 実施期間 平成23年4月1日～6月30日の3ヵ月間
2. 連絡先 住民生活課 環境衛生担当 ☎82-2131
3. その他 ヒナが巣立った後に巣を撤去しても効果がありませんので、巣を見つけた場合は速やかにご連絡ください。(特に父兄の皆様は児童の通学路を定期的にご確認願います)



飼い犬はしっかりと管理しましょう!

飼い犬の放し飼いは条例違反です!

飼い犬の放し飼いによる被害の通報が後を絶ちません。市街地での通行人への噛み付き事故のほか、農家地区で家畜に噛み付いて怪我を負わせるなどの被害が発生しています。中には被害者に全治数週間の怪我を負わせたり、子牛の耳が食いちぎられたケースもあります。

加害犬の飼い主は「うちの犬は人を噛まない。」などと言いますが、実際には飼い主以外の人間や他の動物に対して攻撃的なことも多く、飼い主の勝手な思い込みで多くの方が被害を受けています。

町の条例では、飼い主に対し飼い犬の係留義務(鎖で繋いだり、オリに入れるなど)が課せられており、一時的にでも放すことは認められていません。また、条例には違反者に対し罰則規定が設けられており、実際に処分を下した例もあります。

飼い主の皆様は飼い犬をしっかりと係留し、絶対に離さないようお願いします。



犬の散歩はマナーを守りましょう。

散歩時のフンの後始末をしない飼い主が多く、苦情が寄せられています。

歩道や公園、河川敷などで袋を持ち歩かず、フンの後始末をしない飼い主が多いようです。また、袋を持ち歩いても実際には後始末をしない飼い主もいます。

公共の場で犬の散歩をするときは袋を持ち歩き、飼い犬がフンをした場合は必ず持ち帰るようにしてください。犬の散歩は愛犬との大切な時間です。しっかりとマナーを守り楽しく過ごしましょう。

問合せ先：住民生活課 環境衛生担当 ☎82-2131

町では子育て支援を目的とした 2つの事業を平成23年度より開始します!



1、標津町不妊治療費助成事業

子どもを生み育てたいという希望がありながら不妊に悩んでいるご夫婦へ、経済的負担の軽減を図るためその治療費の一部を助成します。

[対象となる治療] 特定不妊治療や、その他の不妊治療のうち保険適用外の治療を対象とします。
ただし、卵胞が発育しないなどにより卵採取以前に治療を中止した場合を除きます。

?? 特定不妊治療とは??

不妊治療のうち高度生殖医療である「体外受精」と「顕微授精」を指し、北海道ではこの治療に対し年間最大で30万円までの助成を行っています。

[対象者] 次の要件すべてに当てはまるご夫婦

- (1)標津町に住民登録を有する
- (2)法律上の婚姻をしている
- (3)ご夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること
- (4)北海道特定不妊治療費助成事業(以下、「道助成事業」)で北海道知事が指定する医療機関で治療を受けた方(※特定不妊治療の方のみ)



[助成金額] 通算5年間を限度とし助成します。

- ・特定不妊治療・・・道助成事業の助成分を控除し、1年度あたり10万円まで助成します。
- ・その他の治療・・・1年度あたり5万円まで助成します。

[申請方法] 年度ごとに、3月から翌年2月に受けた治療分について、年度末の3月31日までに次の必要書類をすべて揃え保健福祉センターひまわり子育て支援担当へ申請をしてください。年度の途中で治療が終了した場合には、治療終了後速やかに申請をしてください。

- (1)不妊治療費助成金交付申請書
- (2)不妊治療費助成受診等証明書
- (3)夫及び妻の所得額を証明する書類
- (4)治療に係る領収書
- (5)道助成事業の助成決定通知書の写し
- (6)その他町長が必要と認める書類

→ (2)~(4)の書類は道助成事業申請時に添付したものの写しでもOKです。
→ (5)は道助成事業を受けた方のみ必要な書類です。

※必要書類の様式は保健福祉センターひまわり子育て支援担当まで取りに来ていただくか、次のアドレスよりダウンロードしてください。

⇒ <http://www.shibetsutown.jp/kosodate/index.html>

2、標津町紙おむつ用ゴミ袋助成事業

満2歳までの乳幼児を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、紙おむつ用ゴミ袋(標津町指定可燃ゴミ袋20リットル)を支給します。

[対象者] 標津町内に住所があり生活する満2歳までの乳幼児を養育している保護者の方

[支給枚数・支給時期]

対象となる子	支給枚数	支給時期
新生児	150枚	出生届提出時
転入児	1人あたり月6枚とし、申請月から2歳の誕生日までの月数を乗じた枚数	転入届提出時
平成21年4月生まれ～平成23年3月生まれの子	個別にお知らせのはがきを送らせていただいておりますのでそちらをご参照ください。	

両事業についての詳細や申請手続き、またその他子育て支援に関するお問合せは保健福祉センターひまわり子育て支援担当までお問合せください。 ☎82-1515

2月号の山形県飯豊町に続き、今月号は長野県中川村を紹介します。

中川村は、長野県の南部に位置し、中央アルプスと南アルプスに囲まれた人口約5,200人の村です。

村の中央には、いにしえは「天の中川」とも呼ばれた天竜川が蛇行南流し、アル



陣馬形山からの眺望

プスの山並みを背景に、日本の農山村の原風景が見られます。県内では比較的温暖で降雪は少なく、内陸性の気候で四季の変化に富んでいます。村の主産業は農業で、りんごや梨、ぶどう、桃、柿などの果樹を中心に、水稲や野菜、またブナシメジなど施設キノコの栽培も盛んです。

村のシンボルともいえる標高1,445メートルの陣馬形山からの眺望は、中央・南西アルプスの山並みが目の前に広がり、遠くは北アルプスまで望める360度の大パノラマとして、その素晴らしさに訪れた誰もが感動します。眼下には、諏訪湖を源に屈曲蛇行して流れる天竜川とそれに沿って南北に拓け

る伊那谷全域が一望できます。

4月上旬には、村内の各所で桜が咲き誇ります。特に大草城址公園は、染井吉野、江戸彼岸、大草小彼岸、しだれ桜など10数種類、約200本の桜が植栽され、桜と中央アルプスの残雪が美しい絶好のカメラスポットとして、連合フォトコンにも多数の応募をいただいています。また、夏には天竜川の鮎釣り、秋には赤そばの花畑や山々の紅葉、そして美しい自然の中で育てられた美味しい農産物など、四季を通じて様々な景色や味覚を楽しめます。



大草城址公園の桜と中央アルプス (信州中川フォトコンテスト作品)

町民・オン・ステージ

今月の「キラリ・ちびっこひろば」はお休みです。

私

の将来の夢は、看護師になることです。理由は、お母さんが今の仕事をする前に看護師だったことと、小学校2年生のときに家の前で友達と遊んでいたら通りかかったおばあちゃんがおれてしまったて救急車を呼んで助けたことがきっかけです。

また、私は4才のとき病院に何日か入院したことが

私は今、勉強があまり得意な方ではないですが、これからいっぱい分らないところを復習してもっと力をつけていきたいと思っています。そして、人に優しく接することは看護師にとつても大切なことだと思っているので、今まで以上に人に優しく接していきたいと思っています。

私は、これからも看護師

My Dream

わ・た・し・の・夢

VOL.95



「将来の夢」

いしはし
石橋ひより さん
(標津中学校1年)

あります。その時、看護師さんが優しく話しかけてくれてとても親切にしてくれたので、看護師さんていいなあと思いました。

私も将来は、お医者さんのサポートをしたり、しっかり看病ができて、患者さんに信頼されるような看護師になりたいと思います。そして、色々な役に立ちたいと思います。

になるために、学校の授業を大切にしたり、家庭学習を頑張っていきたいです。そして、人とのつき合い方にも気をつけて毎日を精一杯過ごし、看護師になる夢を実現させたいと思っています。



次号は標津小学校児童の「夢」を紹介します。

国民の病 「糖尿病」

健康いちばん

標津町保健福祉センター
健康推進担当

☎82-1515



糖尿病は万病のもと

糖尿病は表1のように様々な疾患につながると言われています。国では糖尿病など有病者・予備軍の25%減を目標に掲げ、標津町もそれに準じて取り組みを行っています。

標津町の現状としては、健診を受けた約30%の人が、糖代謝（空腹時血糖、HbA1c）で有所見とされています。また、22年5月に生活習慣病の治療で病院を受診した約38%の人が糖尿病で治療しています。

表1：糖尿病があると…

下肢切断	原因の60%が糖尿病
人工透析	原因の43%が糖尿病
失明	後天的原因の第1位が糖尿病
白内障	発症リスクが2～4倍になる
心臓発作	発症リスクが2～4倍になる
脳卒中	発症リスクが2～4倍になる
死亡の危険	3～4倍になる

糖尿病ってどんな病気？

糖尿病とは、「インスリン作用不足※による慢性の高血糖

糖状態を主徴とする代謝疾患群」と日本糖尿病学会で表現されています。

※インスリン作用不足：①インスリン分泌低下②インスリンが効きにくい状態のいずれかを指します。

2型糖尿病は複数の「遺伝因子」に、「環境因子※」及び加齢が加わり発症します。

※環境因子：過食（特に高脂肪食）、運動不足、肥満、ストレス

2型糖尿病の治療の基本は、食事療法と運動療法になります。よって、薬を使っていないからまだ安心ではなく、「食事と運動に気をつけましょう」と言われたら、もう糖尿病の治療が始まったと解釈しても間違いではありません。

HbA1cって何？



健診などで血液検査をするとHbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）という検査項目があります。

HbA1cは採血時から過去1～2カ月間の平均の血糖値を示します。例えば6月

表2：HbA1cの意味 (糖尿病治療ガイド参考)

ランク	HbA1c	値の意味
★糖尿病	7.0	HbA1c7.0%以上から特に3大合併症の危険！ ・糖尿病性網膜症 ・糖尿病性腎症 ・糖尿病性神経障害
	6.9	
	6.8	
	6.7	
☠	6.6	HbA1c6.5%以上から合併症の危険が出てきます。
	6.5	
	6.4	
糖尿病の可能性がある	6.3	大血管障害の危険！
	6.2	
	6.1	
	6.0	
糖尿病の可能性を否定できない	5.9	動脈硬化が進み、心筋梗塞や脳梗塞、閉塞性動脈硬化症の危険！！
	5.8	
	5.7	
	5.6	
	5.5	
高値正常	5.4	そろそろ危険！（近い将来、HbA1c5.2%以上の人は「糖尿病の可能性を否定できない」人の群に入ります）
	5.3	
	5.2	

に健診を受けた場合、4～5月の平均の血糖値を示しているということになります。よって、健診前日の食事に気をつけてもHbA1cはごまかせません。このような特徴から、HbA1cは糖尿病の診断に用いられるとともに、血糖コントロール指標とされています。自分のHbA1cがどの段階にあるか見てみましょう。(表2)

注：表2は糖尿病予防の視点で作成されたものなので、治療目標値とは異なります。糖尿病治療の方には、6.5%未満にすることが望ましいとされています。

健診を受けてください

年に1度、自分の血糖値を見る機会として、健診をおすすめします。標津町では国民健康保険加入者で30歳以上の方を対象にひまわり健診（健康診査・特定健診）を実施します。

日程は6月9・10・11日の3日間です。お問合せは標津町保健福祉センターひまわり保健予防担当・健康推進担当までお願いします。

☎82-1515

INFORMATION

第17回統一地方選挙が執行されます!

第17回統一地方選挙が次の日程で執行されます。
大切な一票ですので、棄権することのないようお願いします。

北海道知事・北海道議会議員選挙 4月10日(日)

標津町議会議員選挙 4月24日(日)

期日前投票について

投票日当日、旅行やその他の用事で投票所に行くことができない方は、告示日の次の日から投票日の前日まで「期日前投票」をすることができます。

期日前投票ができる期間

北海道知事選挙	3月25日(金)～4月9日(土)
北海道議会議員選挙	4月2日(土)～4月9日(土)
標津町議会議員選挙	4月20日(水)～4月23日(土)

期日前投票場所 標津町役場1階 期日前投票所

受付時間 8時30分～20時

持参するもの 入場券または身分を証明するもの
※入場券が配達されていない場合、有権者であることが確認できれば投票することができます。

その他 従来の不在者投票(入院している方など)も可能です。

問合せ先 標津町選挙管理委員会 担当: 門脇、小笠原
(☎82-2131 内線104、105)

集い・円(つどい・まどか)が今月より開催されます!

「集い・円」は、お互いの生きがいを認め合うことを目的とし、標津町に住む高齢者の皆さんがお互いの工夫によって、「支え合い・助け合い」の関係をつくり、生きがいをもって住むことができる町づくりに努めます。

と き 毎月第3日曜日
10時～15時

と ころ 町文化ホール 和室

活動内容 参加者の自主活動を基本とし、毎回「しゃべり場」タイムを30分程度設けます。

会 員 この会の目的に賛同する標津町在住高齢者など

役 員

世話役(代表) 辻 松野

副代表 藤巻貞子・大石富美子

事務局 渡辺好之・小野瀬禮子ほか

※4月17日(日)からスタートします。皆さんのお越しをお待ちしています。

問合せ先 社会福祉協議会
(☎82-1515)

住所の正確な届出にご協力をお願いします

町民の皆さんの住所は、行政サービスのほか全ての生活の基本となるものであり、正確に届け出る必要があります。住居の場所や世帯主に異動があった場合には、すみやかに届出をお願いします。

転入届

- ▶ 標津町に転入した方は、転入した日から14日以内に届出をしてください。
- ▶ 転入届には、以前住んでいた市区町村の「転出証明書」が必要です。

問合せ先 住民生活課戸籍担当

おはなし会、ひよこおはなし会を開催します!

4月の「おはなし会」

日 時 毎週火曜日と金曜日
15時～

場 所 図書館おはなしコーナー

参加できる児童

小学1年生と2年生

※たくさん参加すると、文房具がもらえるよ!

4月の「ひよこおはなし会」

日 時 7日(木) 14時～15時

場 所 図書館おはなしコーナー

参加できる乳幼児など

0歳児～入園前までの乳幼児とその保護者など

問合せ先 図書館(☎82-2074)

平成23年度 労働基準監督官採用試験の受付が始まります

受験資格 大学卒業程度

受付期間 4月1日(金)～14日(木)

申込先 北海道労働局総務部総務課(☎011-709-2311)

問合せ先 釧路労働基準監督署(☎0154-42-9711)

人事院ホームページ

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

役場の開庁時間を 枠幅 拡大 しています!

町では町民サービスの向上をより一層図るため、前年度と同様に役場や各施設で開庁時間の拡大や、休日(土曜日・日曜日・祝日)における一部業務を下のとおり行っています。

平日時間

8時～18時

お気軽にご利用ください!!

休日取扱業務

8時30分～17時15分

▶ 住民票・印鑑証明の発行

▶ 婚姻届・死亡届などの受領

あなたのための
“国民年金”

国民年金は、あなたが主人公です

平成23年度の国民年金保険料は
1ヵ月 **15,020円** となります!

○保険料は支払い方法によって、おトクな割引があります!

口座振替の場合の割引額

- ・1年分を前納すると「3,870円」
- ・6ヵ月分を前納すると「1,020円」
- ・当月分をその月に納付すると「50円」

納付書の場合の割引額

- ・1年分を前納すると「3,200円」
納付期限 5月2日(月)
- ・6ヵ月分を前納すると「730円」
納付期限 前期 5月2日(月)
後期 10月31日(月)



○学生納付特例の申請手続きに必要な物は次のとおりです!

- ・学生の方で保険料の免除を希望される方は、印鑑、在学証明書、または学生証のコピーを持参のうえ申請してください。

年金相談は完全予約制です!

毎月、中標津町役場で開設されます「社会保険事務相談所」を利用される方は、相談日の10日前までに予約が必要となります。

予約申込先 釧路年金事務所 お客様相談室(☎0154-61-6000)

5月の社会保険事務相談所開設日

日時: **10日(火)** 12時~17時
11日(水) 9時~15時

場所: 中標津町役場

ご本人や配偶者の年金記号番号、加入期間などを調べてお出かけください。



相談・お問い合わせはお気軽に住民生活課国民年金担当まで

町長の動静

(2月21日~3月20日)

【2月22日~23日】札幌市
北海道町村会理事会ほか

【2月24日】

「しべつの川と海と魚たち」講演会
標津地区町内会連合会役員、町内会役員との懇談会

【2月25日】

標津さけ定置漁業部会通常総会
平成23年度予算報道発表

【3月4日】

中標津町外2町葬斎組合議定会
例会ほか(中標津町)

町国民健康保険運営協議会

【3月7日】

標津漁協漁船漁業者部会通常総会

【3月10日~17日】

第1回町議会定例会、町議会予算特別委員会

【3月18日】

町内小中学校校長会・教頭会合同送別会

(以上、主な内容)

乳幼児健康相談日程

4月22日(金) 会場: ひまわり

2歳	9時~10時
13ヵ月	
7・10ヵ月	13時30分~14時30分

問合先 保健福祉センター
ひまわり(☎82-1515)



4月のごみ収集日

一般廃棄物収集区域 (有料)	可燃ごみ (祭日は休み)	不燃ごみ 粗大ごみ	資源ごみA 空缶、ペット・トレー 発砲、容器包装(プラ) ひん、新聞、雑誌	資源ごみB 空缶、ペット・トレー 発砲、容器包装(プラ) 容器包装(紙) 紙バック・段ボール
若草町・新川上町・川上町・栄町 緑町・曙町・弥栄町・伊茶仁	月・木	7日(木) 21日(木)	4日(月) 18日(月) 5月2日(月)	11日(月) 25日(月)
本町・鳩ヶ丘町・双葉町・望ヶ丘町 桜木町・住吉町・東浜町・茶志骨	火・金	8日(金) 22日(金)	5日(火) 19日(火) 5月6日(金)	12日(火) 26日(火)
川北全域・北標津・西北標津・忠類 浜古多糠・古多糠全域・薫別・崎無異	水・土	9日(土) 23日(土)	6日(水) 20日(水) 5月7日(土)	13日(水) 27日(水)

※5月上旬の収集日も掲載しています。

※粗大ごみの収集は収集日の前日までに事前の申込みが必要です。

★粗大ごみ収集の申込みは、渡邊清掃(株) ☎0120-79-3106まで。

5月 汲み取り の実施地域

汲取月は各地区3ヵ月毎に年4回設定しています。

便槽が満杯にならなくても汲取月には必ず汲取っておくなど、余裕を持ってお申し込みください。

実施地域 伊茶仁、忠類、浜古多糠
薫別、崎無異

申込期限 4月25日(月)

申込先 渡邊清掃(株)

(☎0120-79-3106)

環境

今月からゴミ収集制度が変わります!

まちづくり町民アンケートなどでいただいたゴミ処理制度に対する意見のうち、要望が多かったものに対応するため、今月からゴミ収集制度の一部を変更します。

变更日期

平成23年4月1日(金)

変更内容

(1)10ℓサイズ(極小)ゴミ袋の導入
[追加されるゴミ袋の種類]

- ①一般家庭用可燃ゴミ(桃)
容量:10ℓ 料金:30円/枚
- ②一般家庭用不燃ゴミ(緑)
容量:10ℓ 料金:30円/枚

(2)一部資源ゴミの収集回数増加
[変更後の資源ゴミ収集区分]

▷資源ゴミAに**容器包装(プラ)**が新たに追加されます。

▷資源ゴミBに**空缶、ペット・トレイ・発砲**が新たに追加されます。

問合せ先 住民生活課環境衛生担当

広報しべつ広告掲載募集中!

地産地消や愛町購買運動の一環として広告を掲載する町内業者などを募集しています。

広告掲載料 1枠1回の単価

- ▷4,000円(45mm×88mm)
- ▷8,000円(45mm×179mm)

申込期限 掲載希望月前月の2週目の金曜日まで(金曜日が祝日の場合はその前日まで)

問合せ先

総務課(担当:小川、小笠原)

交通

新入学(園)期の安全旬間が始まります!!

町では次の期間中にあわせて、「新入学児童や園児に交通ルールやマナーなどの歩行指導」を各学校や町内会などの協力のもと実施します。

また、この時期は車の速度が上昇する時期です。

町民の皆さん一人ひとりが、交通安全ルールの厳守とマナーに心がけましょう。

安全旬間期間

4月6日(水)~15日(金)

問合せ先 住民生活課交通住民担当

防災

全国瞬時警報システムの運用が開始されます

全国瞬時警報システム(J-ALERT(ジェイ・アラート))とは、国(消防庁)から送信される有事関係情報や地震情報を衛星通信ネットワークを用いて、町の防災行政無線から「津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報」といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、情報を瞬時に伝えるシステムです。今回の東北地方太平洋沖地震の際に自動放送されました。

放送内容(緊急放送)

昼夜を問わず放送します。

- ▷緊急地震速報
震度4以上の地震が予測される場合に放送します
- ▷津波情報
大津波警報、津波警報
- ▷国民保護情報
弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊情報、大規模テロ情報

スポーツ

☆4月のスポーツ☆

1日(金)~10月31日(月)まで

さわやか体操会スタート

※日曜・雨天を除く毎日

[6時30分~ 図書館前]

7日(木)、21日(木)

ノルディックウォーキング教室

[18時~ 総合体育館]

15日(金)

体組成計からだチェックデー

[10時~、18時~ 総合体育館]

16日(土)

子ども体力測定会

[10時~ 総合体育館]

17日(日)

第34回町民バレーボール大会
兼第28回会長杯大会

[9時~ 総合体育館]

第29回管内小学生卓球大会

[9時~ 川北体育館]

18日(月)、25日(月)

スポーツ体験教室

[16時~ 総合体育館]

20日(水)、22日(金)、27日(水)

ファミリー卓球教室

[19時~ 総合体育館]

(以上、主な大会、教室)

防災行政無線でラジオ体操の放送がスタートします!

4月6日(水)より毎週水曜日午前10時からラジオ体操の放送がスタートしますので、健康づくりや運動不足解消にぜひご活用ください。

入学・進学・卒業などのお祝返しに
漁協のギフトをご利用ください。

3000円・5000円

各種ご用意致しております。



標津漁業協同組合 直売所

お問い合わせ TEL 0153-82-2035

町長がいつでもどこでも伺います!

「まちづくり出前講座」をご利用ください!

町民の方が5人以上集まる機会であれば、町長が出向き、町政についての説明や質問にお答えする「まちづくり出前講座」を開設しています。

詳しい内容、申し込みは総務課まで。

(事前の申し込みが必要です)

国保

修学中の特例により 国保に加入している方へ

国民健康保険(国保)は、原則として住所地となっている市区町村において加入することとされていますが、修学のために転出した(現に他の市区町村に住所を移した)場合などは、特例により親元の市区町村で加入することができます。

これはあくまで修学中であることによる特例措置ですので、**卒業などにより学生でなくなった場合は速やかに手続きをお願いします。**(標津町の国保を抜けて、お勤め先の健康保険や住所地の国保などに加入することになります)

また、学生でなくなったにも関わらず手続きのないまま標津町国保の被保険者証を使用して医療機関を受診された場合は、さかのぼって医療費をお返しいただく必要があります。

手続きに必要なもの

標津町国保の被保険者証

※お勤め先の保険に加入して被保険者証の交付を受けている方は、一緒にお持ちください。

問合せ

住民生活課保険医療・収入担当

消防

春の火災予防運動が 実施されます!

火災が発生しやすい気候となる時季を迎え、町民の皆さんの火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とし、特に、住宅用火災警報器などの普及促進、高齢者などを中心とする死者の発生を減少させることを目指し、実施されます。

統一標語

『消したかな』あなたを守る合言葉
実施期間

4月20日(水)～30日(土)

《住宅防火のいちを守る7つのポイント》
—3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- ▷寝たばこは絶対にやめる
- ▷ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ▷ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- ▷逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する
- ▷寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災品**を使用する
- ▷火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**などを設置する
- ▷お年寄りや身体の不自由な人を守るため、**隣近所との協力体制**をつくる

問合せ 標津消防署 (☎82-2319)

戸籍の窓口から

(2月11日～3月10日届出分)

ご結婚おめでとう!

菊地 雄司さん・柴田 佳美さん(望ヶ丘町)
横井 啓貴さん・戸田 喜子さん(共栄旭町)
阿部 和也さん・酒井 美保さん(望ヶ丘町)
佐藤 隆一さん・小山 幸代さん(寿町)
上田 清一さん・守屋 麻美さん(寿町)

お誕生おめでとう!

小林 優海ちゃん(双葉町) 忠博・美沙子
山崎 瑠奈ちゃん(共栄旭町) 幸治・真由美
柳谷 凜ちゃん(伊茶仁) 城治・桂
古川 詩音ちゃん(本町) 卓・早苗

おくやみ申しあげます

武田 一政さん(弥栄町) 73歳
遠藤 昭男さん(上古多糠) 81歳
宗形 正八さん(弥栄町) 92歳
工藤 仁郎さん(薫別) 82歳

※ご家族の了承を得て掲載しています。

寄付・寄贈ありがとうございました

●標津病院に——

○武田 菊子さん ○朝倉 勝美さん
○中村 清一さん
○宗形 正一さん(音更町)

●社会福祉協議会に——

○武田 菊子さん ○遠藤 静子さん
○佐々木政行さん(室蘭市)
○宗形 正一さん(音更町)

●はまなす苑に——

○西本 千春さん ○藤谷 辰夫さん
○中條 啓一さん ○林 邦彦さん
○理容こばやし
○いきいきサロン・ひまわり
○ふれあいいきいきサロン・さざんかの会

※ご本人・団体の了承を得て掲載しています。

☆☆☆ 郷土(標津町)の活性化を 町民の力で ☆☆☆
まちが変わります。 変えましょう!!



地元で買おう 地元を使おう
地元で食べよう
「地産地消」の心で!!

生き生き標高郷土の標・地域で育てる
標津高校
標高の存続は町民みんなの願い!!

地方発送
承ります

〈4月のお買徳品〉

鮭節つけめん 1袋 330円

5ヶまとめ買いで 1,500円

誕生祭実施します! 4月23日～24日

営業時間 朝10:00～夕方4:30まで(定休日 水曜日)

サーモンパーク サーモンハウス内 しべついちば
標津町北1条西6丁目1番2号 TEL/FAX 0153-82-3132



町の融資制度などをご紹介します!

地場産品開発振興資金

地場産品を生かした新製品の開発を目的とした資金を融資しています。

限度額 300万円
融資期間 2年間
利子等補給 全額補助

地場産品開発振興奨励補助金

地場産品を生かした新製品の開発・実用化に対して補助金を交付しています。

限度額 10万円以内
補助率 1/2以内

生活資金

当面の生活費に困っている方などを対象に、必要な資金を貸し付けています。

限度額 50万円
対象者 町内に住所を有し、償還能力のある方
償還期間 3年以内(月割均等償還)
貸付利率 3.2%(平成23年3月24日現在)

※金利は3.2%ですが、道勤労者福祉資金と同率で利用できるように、町が1.6%を補助します。

問合せ先 商工観光課(担当:谷内)

中小企業融資資金(マル標資金)

中小企業者の経営安定・設備を充実させるための資金です。

資金の種類 運転資金、設備資金
限度額 1,000万円
保証料 全額補助
利子補給 1.0%を補助
貸付利率

▷短期(5年以内) 2.4%
▷長期(5年超7年以内) 3.1%

※金利は平成23年3月24日現在の数字です。

問合せ先 町商工会(☎82-2333)

(ご利用は町税などを完納している方が対象です)

協会けんぽ

全国健康保険協会北海道支部の健康保険料率が変わります

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の健康保険料率が、本年3月分(4月納付分)より**9.60%**(現行9.42%)に変わります。

協会けんぽの財政状況は、累積赤字を抱える中、毎年続く医療費の増加と、厳しい経済状況を反映して保険料収入の基礎となる賃金水準が落ち込んでいることなどから、非常に厳しい状況となっています。

北海道支部は、加入者1人あたりの医療費が高いことから、保険料率も全国一高くなっており、皆さんの健康づくりが重要です。

詳しくは協会けんぽのホームページまたは次の問合せ先までお問合せください。

ホームページURL

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

問合せ先

全国健康保険協会北海道支部
(☎011-726-0352)

法律相談

「憲法」週間に伴う無料法律相談所を開設します

釧路地方裁判所、釧路家庭裁判所、釧路地方検察庁、釧路地方法務局、釧路弁護士会及び法テラス釧路では、「憲法」週間に伴い次のとおり無料法律相談所を開設します。

日時 5月10日(火)
10時～15時

場所 釧路市生涯学習センター1階展示ホール

内容

釧路弁護士会所属弁護士による民事一般、交通事故、家事関係などの法律相談を行います。

受付期間 4月11日(月)
～5月9日(月)

※土日祝日を除く

受付時間 8時30分～17時

※予約制(定員70人)ですが、受付状況により当日9時30分から会場でも受け付けます。

申込・問合せ先

釧路地方裁判所事務局総務課庶務係
(☎0154-41-4171 内線537)

募集

北海道警察官採用試験受験者を募集します

北海道警察では、第1回警察官採用試験の受験者を次のとおり募集します。

受付期間 4月1日(金)～13日(水)

試験日 5月8日(日)

募集区分

▷男性・女性A区分
大学(短期大学を除く)を卒業または卒業見込みの方

▷男性・女性B区分
A区分以外の方(高校在学中の方を除く)

募集年齢 A・B区分とも昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方

問合せ・願書配布先

中標津警察署(☎0153-72-0110)

町内会人事短信

町内会長が次のとおり改選されました。(3月11日までの報告分)

浜古多糠町内会

新 森岡 亨さん
前(故) 坂口 孫一さん



とやま こうじ
外山 浩司さん
(字薫別)
薫別小中学校勤務

「薫別の子どもたちと親」

教

員の私が薫別に二度目にお世話になり、今月で三年目(通算で十年目)になります。

最初の赴任は、昭和五十二年の七年間でした。五十八年頃から薫別に大量の秋サケが遡上するようになり、多くの観光客が訪れました。何

台もの観光バスがグラウンド横の空き地でUターンをしていきました。六軒ほどの売店ができ、サケ、カニ、コンブなどの

海産物の他にキーホルダーやペナントなどの小物も沢山売っていました。薫別の秋は、サケも沢山捕れ、観光客と共に活気に満ちていました。残念ながら、昭和の終わり頃には、サケの遡上が減り観光客も減少してしまいました。

休みの日などに、地域の高齢者から、クレソンのコンブ採り、マキリのケース(ナイフを入れるもの)作りを教えるものも作られています。薫別の子どもの顔は、地域の人たち全員が知っています。顔を覚えてもらい、声をかけてもらい、一緒に行動しながら成長しています。

転動してから二十六年ぶりに薫別に帰ってきました。児童生徒数は、大きく減っていましたが、新たな行事が加わり以前と同様、楽しく活気に満ちた学校生活を送っています。

前浜で行う薫別地引き網。ゴムボートで川を下ったり歩いたり薫別川探検。お盆には流しソーマンが企画され、長い竹の筒の上をソーマンが流れ、時々花味ガニの脚も流れてきます。その後、学校での肝だめし。クリスマス会では、サン

タがやってきて素敵なおしゃべりをくれます。これらの行事は、全て地域の親たちが中心となります。二十六年前の子ども達が親となり、子ども達のために楽しい行事を企画・運営します。

次の「まちの声」は中野健一さん(字崎無異)です。

★標津町民憲章★

(昭和46年11月3日制定)

- ◆健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。
- ◆自然を愛し美しい郷土をつくりましょう。
- ◆たがいに助け合い暖かい社会をつくりましょう。
- ◆心を豊かにし文化を高めましょう。
- ◆子どもの夢を育て平和な町をつくりましょう。

人のうごき

◇平成23年3月1日 現在(前月比)

・人口	5,750人 (-2)
男	2,796人 (-2)
女	2,954人 (0)
・世帯数	2,345世帯 (-1)

◆人口前月比の内訳

	増	減	比較
転入	5人	転出 11人	-6人
出生	7人	死亡 3人	+4人
計	12人	計 14人	-2人

町内の交通事故

◇平成23年2月1日～2月28日 (本年の累計)

・人身事故	0件	(2)
・負傷者	0件	(2)
・死亡者	0件	(0)
・物損事故	18件	(30)

5月の運転免許更新時講習会

優良運転者で、更新手続きを終了した方のみ受講できます。

- 日時 5月10日(火)13時30分～
- 場所 あすばる
- 問合先 住民生活課



「編集のまど」を復活しました。昨年4月の人事異動で広報の担当になり、5月号の広報紙から編集を担当しています。昨年3月に行われた町民アンケートでは、87パーセントの方に広報紙を読んでいただいているということが分かりました。紙面の制約などありますが、もっと多くの方に読んでいただけるよう「見やすく」、「分かりやすく」を心がけて編集していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。表紙にも書きましたが、標津高校の卒業式、素晴らしい卒業式でした。卒業生の皆さんの先生方や保護者の方への感謝の気持ちが、ひしひしと伝わってきて、恥ずかしながらカメラを構える私の目には涙が... きっと立派な社会人になるでしょうね。(O)